令和元年度第2回 運営責任者交代等集団指導 実施要領

【集団指導概要】

日 時 令和元年 10月 17日(木) 9時 30分~11時 30分

会 場 神奈川自治会館3階会議室(中区山下町75)

対象者 障害児通所支援事業所管理者及び児童発達支援管理責任者等

【内容とタイムスケジュール】

時間	内容	
9:10	開場受付開始	
9:30~9:35 (5分)	開催挨拶	
9:35~9:55 (20分)	議題1 平成30年度実地指導結果と平成31年度実地指導実施方法に ついて	
9:55~10:35 (40分)	議題2 障害児通所支援に関する法改正等および留意事項について	
10:35~10:45 (10分)	休憩	
10:45~11:00 (15分)	議題3 各種届出・請求関係について	
11:00~11:15 (15分)	議題4 障害児相談支援事業所との連携について	
11:15~11:30 (15分)		
11:30	終了	

<注意事項>

会場に駐車場はありませんので、来場の際には公共交通機関をご利用ください。

車でお越しになる場合は、周辺の時間貸し駐車場をご利用ください。

会場内は飲食禁止です。また、ゴミはお持ち帰りください。

終了後は撤収作業を行いますので、速やかに退出をお願いします。

【裏面あり】

【資料一覧】

資料番号	資料タイトル	関連議題
資料1-1	平成 30 年度 障害児通所支援事業所実地指導結果について	
資料1-2	平成 30 年度 行政処分障害児通所支援等事業者・障害児相談支援事業者 の指定取り消しについて	
資料1-3	平成31年度 実地指導の取り扱い及び4月1日以降の変更届等の提出先 について	議題1
資料1-4	変更が発生した場合の申請書類と届出について	
資料1-5	変更届・体制届 よくある不備・記載漏れ	
資料1-6	変更届・体制届の主な記載例	
資料2-1	障害児通所支援に関する法改正等および留意事項について	
資料2-2	幼児教育無償化資料	議題2
資料2-3	児童指導員の資格(平成 31 年4月 1 日施行)	一銭起乙
資料2-4	児童発達支援管理責任者の要件	
資料3-1	各種届出について	
資料3-2	要配慮者利用施設〔施設配付用〕水防法・土砂法改正パンフレット・通知	
資料3-3	社会保険加入について	
資料3-4	請求関係について	議題3
資料3-5	請求の流れとスケジュール/よくある警告及びエラー	一球返り
資料3-6	実績記録表提出方法について	
資料3-7	放課後等デイサービスにかかる報酬区分の適用について	
資料4-1	障害児相談支援への対応について	
資料4-2	横浜市こどもサポートプラン	議題4
資料4-3	障害児相談 市民向け案内チラシ	
資料5-1	事業所自己評価について	
資料5-2	事故発生時の対応について	議題5
資料5-3	事故の内容から事業所運営を考える	

<集団指導内容についての質問と回答について>

会場の都合上、当日は質疑応答の時間は設けません。なお、当要領は平成30年障害児通所支援事業所集団指導〈31年3月25日実施〉を基にしており、その際の質問と回答を、障害福祉情報サービスかながわに掲載していますので参照ください。

【障害福祉情報サービスかながわ 掲載場所】

書式ライブラリ \rightarrow 2. 横浜市からのお知らせ \rightarrow ⑤新規指定・体制届に関する申請様式 (児童福祉法) \rightarrow 集団指導に関する回答

<書類の提出先・問い合わせ先の一部変更について>

平成31年4月1日(月)より、書類の提出先・問い合わせ先が一部変更となっています。

議題1 資料1-4 を、事業所・法人内で必ず共有し、送付誤り等のないようご注意ください。

平成30年度 障害児通所支援事業所実地指導結果について

平成30年度の実地指導を行った結果、運営基準を満たしていない等の不備があり、約9割の事業所に指摘を行いました。以下に挙げるものは、指摘が多かった項目です。

各事業所におかれましては、このチェックリストを用い、改めて基準を満たしているかご確認ください。 (チェック項目は基準の抜粋です。チェック項目を満たしていればすべての基準を満たしているわけで はありませんので、ご注意ください。)

- 1 定員の遵守について
 - □ サービス提供曜日ごとに、登録児童の管理を行っている
 - ⇒サービス提供に支障が生じることのないよう、運営規定で定めた利用定員を超えた受入は禁止 定員超過は、やむを得ない場合(災害、虐待等)のみ
 - □ 定員を超えた受け入れは不可 定員超過減算に該当しなければよい、ということでない。

<定員超過により起こる状況>

- ・利用者の障害特性に応じた支援が困難になる
- ・支援の目が行き届かなくなるため怪我や事故につながる
- ・送迎の長時間化や事務量の増加につながる
- ⇒ 十分な支援体制や安全面の確保ができず、事業所の適切な運営に支障が出る可能性あり。 定員を守る意味を考ること。

●定員超過減算 所定単位数の30%を減算

2	児童発達支援管理責任者につい	て

不在のま	す変更	屈が提出	され	ていか	1/1
ゴロエッノホ	みを火	$^{\mathrm{H}}$ $^{\mathrm{H}}$ $^{\mathrm{H}}$	CAU	C 1 .1 T	٠ · م

- □ 出勤状況が確認できない。
- □ 厚労省の定める要件「実務経験と研修受講」を満たしていない。
- ※児童発達支援管理責任者研修は、平成31年度に制度改正が予定されています。【議題2参照】

不在の場合

- 不在時に新規児童の受入は不可。現在利用している児童の個別支援計画の更新も不可
- ●児童発達支援管理責任者欠如減算 減算が適用される月から5月未満の月は所定単位数の30%、5月目からは50%を減算

3

人員の配置について			
従業者(直接支援職員)の基準、員数について			
□ 定員規模に応じた最低基準として			
「児童指導員、保育士又は 2 年以上の障害福祉サービス経験者(高卒程度)」が配置され			
ている \Rightarrow 利用者が 10 人までの場合、 2 以上。			
□ 1人以上は常勤である			
□ うち半数以上が児童指導員又は保育士である			
□ 事業所の営業時間帯を通じて配置されている			
 □ 出勤状況が確認できない ⇒出勤簿や勤務実績表がなく、児童指導員等2人以上の配置が確認できない場合、基準を満たしているとは考えられないため、減算が適用される場合がある。 □ サービス提供時間だけの配置は不可 □ 営業時間を通じ、最低基準(上記)以上が配置されていること 			
●サービス提供職員欠如減算 減算が適用される月から3月未満の月は所定単位数の30%、3月目からは50%を減算			
個別支援計画について			
□ 計画立案時のアセスメント時に保護者が記入する基礎調査資料がある。			
□ 旧会及法式授管理書任者による調本(期き版り) は甲�目立て笙の庇目を記録している			

4

- □ 児童発達支援管埋責任者による調査(聞き取り)結果や見立て等の所見を記録している。
- □ 個別支援計画の作成にあたり、保護者及び障害児に説明し文書によりその同意を得ている。
 - ⇒新規の作成は利用開始前に作成していること
 - ⇒更新は前回作成から最低6か月以内に作成していること
- □ 利用開始後、最低6か月ごとに保護者、児童と面談を行い、見直し(モニタリング)を実施して いる
 - ⇒モニタリングの結果のみを記録するのではなく、当初の目標や取り組みをどのように評価したの かを合わせて記録すること

個別支援計画の未作成・遅れ、モニタリング記録が不十分の場合、対象児童に対し減算が適用

●個別支援計画未作成減算

減算が適用される月から3月未満の月は所定単位数の30%、3月目からは50%を減算

5 サービス提供について

- □ 日々の活動内容が、生活能力の向上や社会生活への適応性を高めるための支援、児童の心身の状 況に応じたプログラムとなっている
 - ⇒漫然かつ画一的なサービス提供にならないようにしている

	□ 利用者ごとに、日々のサービス提供を記録している ⇒サービス提供した日の利用者、勤務した職員、サービスの内容、送迎担当者、申し送り事項など を記録している
	□ 実績記録票は利用日ごとにサインを得ている
	利用状況や請求内容について保護者に説明・確認をするための書類。
	⇒公的な記録にて、修正する際は、訂正印で行うこと。
	□ 事業所の支援内容や職員体制について、定期的に保護者等に情報提供している
	⇒連絡帳や、事業所の様子を紹介する会報など
	□ 事業所自己評価結果をホームページ等で公表している
	⇒支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること
	⇒アンケート集計結果だけでなく、それをふまえた事業所としての改善結果まで公表すること
6	送迎体制について
	□ 送迎時の添乗員・留守番の配置をしている
	□ 送迎時の実施状況(従事職員、利用者名は必須)の記録を残している
	□ 送迎加算
	⇒徒歩による送迎の場合は算定できない
7	避難訓練について
	□ 年間計画をたて、定期的に行っている
	□ 事業所に通うすべての児童が最低でも1年に1度経験できるように実施している
	□ その記録を残している
8	受給者との契約、負担額の請求について
	□ 請求書は、サービス提供の翌月末に給付費の請求が確定した後に発行している
	□ 代理受領通知書は、サービス提供の翌々月中旬に国保連から給付費が振り込まれた後に発行し、(ロボボンス)
	保護者に渡している ⇒給付費の内訳及び利用者負担額を記入していること
	□ 実費にかかる請求、領収書を発行し、控えを保存している
	□ 支給日数の案内を適切に行っている
	※キャンセル待ちなどの『少し多め』な支給日数を決定することはできません
9	その他
	□ 1日の記録が一見できる業務日誌を活用している
	□ 事業所内で研修を定期的に全指導員に対して実施している
	→虐待防止に関する研修の未実施(管理者か実施すること)
	□ 運営規定、指定書を事業所内(入口等、利用者や保護者が見やすい場所)に掲示している
	□ 進音が足、恒足音を事業所内(八口等、利用者や保護者が見やすい場所)に掲示している □ 当日の従業員名を事業所内(入口等、利用者や保護者が見やすい場所)に掲示している
	ローコロッル木只有でず木川口(ハロサ、四四日) 体唆日が九 () () 物別) () 14/小して ()

非常対策や感染症予防、アレルギー対策などのマニュアルを事業所の実情に合わせて揃えている
事故が起きた場合、神奈川県、横浜市及び支給決定区に一報をいれ、事故報告書を提出している。
事故やヒヤリ・ハットについて、事業所内で共有する仕組みがある
会計が他事業と区分されている
⇒事業の会計をその他の事業の会計と区分することが義務づけ

10 児童指導員等加配加算について

□ 児童指導員等加配加算 I

基準上配置が必要な従業員に加えて、加算に該当する専門職員、児童指導員等、その他 従業者を常勤換算で1名以上配置している

⇒この「1名」は、週にして常勤換算で「1名」。同一人物でなくても算定可能。

- □ 児童指導員等加配加算Ⅱ
 - ① 児童員等加配加算 I の要件を満たしていることに加えて、加算に該当する専門職員、 児童指導員等、その他従業者を常勤換算で1以上配置している
 - ② 区分1の事業所である

※常勤換算とは

⇒事業所等において定める常勤職員の1週間あたりの勤務時間数に満たしていること。

【週40時間の場合】

加算に該当する職種の職員全員(最低人員は除く)で週40時間以上の勤務があること。

- ⇒必要となる勤務時間数を満たしていないと、加配加算はとれない。
- ⇒体調不良等、職員の急な休みでその日の加配がとれない場合
 - ・・・1日単位ではみていない。全体の体制(週の常勤換算等)で判断している。
- 11 福祉・介護職員処遇改善加算について
 - □ 賃金改善に充てる処遇改善費の内容について、雇用する全ての直接支援員へ周知されている。
 - ⇒この加算の手当ということがわかるよう、給与規定や賃金明細等で明記されている
 - ⇒賃金改善とみなすもの

基本給、手当、賞与、一時金、賃金改善に伴う法定福利費の事業主負担分の増加分等

⇒賃金改善とみなせないもの

福利厚生費、研修参加費や交通費、健康診断費、事業所の物品購入等

12 その他加算

□ 欠席時対応加算

急病等により利用を中止した日の<u>前々日、前日または当日に</u>中止の連絡があった場合について、 1月につき4回を限度に算定。

⇒欠席の連絡を受けただけでは算定不可。現状の確認、次の利用に向けての調整や相談等、対応

した内容の記録を残すこと。

□ 家庭連携加算

予め保護者の同意を得た上で、課題解決等のために居宅での相談支援を行ったものを対象 ⇒日々の送迎時の事務連絡では算定不可

13 複数事業及び複数単位を持つ事業所の運営に係る留意点について

同一法人での複数事業所、同一事業所内で複数単位を持っている場合、一体的な運営を行うことはできない

※一体的ではない(事業所ごと・単位ごと)運営とは…

- □ 事業所ごと又は単位ごとに障害児数に応じた必要とされる支援員数が確保されている
- □ 事業所ごと又は単位ごとに支援員の勤務体制、勤務内容等が管理されている
- □ 事業所ごと又は単位ごとに障害児の支援を行っている
- □ 事業所ごと又は単位ごとに指導訓練室が確保されており、他の事業所・単位の指導訓練室を利用していない

複数事業所及び複数単位で、一体的に運営を行っていた場合、合算した定員数の単価で過誤再請求となります。

書類、記録等は条例で5年保存が義務付けられています。退職者等の履歴書、利用者への請求 書、日報、シフト表等も保管しておいてください。

実地指導の結果、文書指摘があり、報告事項がある場合、期限までにご報告ください。また、 減算等の指摘があった場合、過誤・再請求及び利用者への負担額の差額返還等のスケジュール も併せて報告してください。

【参考】

障害者総合支援法 事業者ハンドブック 2018 年版

指定基準編&報酬編

写真は 2016 年版





平成 30 年度 行政処分

障害児通所支援等事業者・障害児相談支援事業者の指定取消について

横浜市は、児童福祉法に基づく監査を実施した結果、該当事業所に関する不正請求等が認められたため、規定に基づき、以下のとおり事業者の指定を取り消す処分を行いました。

また、受領していた当該給付費(加算額も含む)および利用者負担額の返還を求めました。

		処分内容	処分理由	
放課後等デイサ	事 業 所 1	指定取消	不正請求虚偽報告	・事業所の利用者が 16 人以上であり定員超過減算が適用される日について、一部の利用者の利用実績のない別の日の利用として請求し、定員超過減算を不正に免れた。 ・定員超過について、請求実績と整合を図るために、日報等を書き換え、特別監査の際にも当該日報等を提示した。
サービス	事 業 所 2	指定取消	不正請求虚偽報告	 利用者1名について学校から事業所に立ち寄ることなく自宅へ直接送迎したにも関わらず、給付費を不正に請求し受領した。 児童発達支援管理責任者が不在だったにも関わらず、人員欠加減算をせずに給付費を請求し受領した。 ・個別支援計画は管理者兼指導員が作成していたが、作成者として児童発達支援管理責任者の氏名を記載し、特別監査の際にも当該支援計画を提示した。
障害児相談支援	事 業 所 3	指定取消	不 取 に よる 指定申請 質問に対 する 拒否	 ・指定を受けるために提出された書類のうち、「実務経験証明書」について発行主体に照会したところ、発行の事実がないことが確認された。 ・文書により運営状況等について質問をしたが、期限までに回答がなかった。

【処分理由の根拠】

- ・不正請求 (法第21条の5の24第5号)
- ・虚偽報告(法第21条の5の24第6号)
- ・不正な手段による指定申請(法第24条の36第8号)
- ・質問に対する回答拒否(法第24条の36第7号)

【給付費返還額及び加算額の根拠】 (法第57条の2)

・加算額:返還させる額×40%

【参考】「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)(抜粋)

- 第 21 条の5の 24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第 21 条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - 5 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。
 - 6 指定障害児通所支援事業者が、第 21 条の5の22 第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若 しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 第 24 条の 36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る 第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - 7 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第 24 条の 34 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 8 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき
- 第 57 条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費 (以下この章において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児 通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援 事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分 の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

平成31年度 実地指導の取り扱い及び4月1日以降の変更届等の提出先について

実地指導(特別監査含む)書類、体制届及び変更関係書類の確認については、こども青少年局障害児福祉保健課で行ってきましたが、平成30年4月1日施行の児童福祉法の改正により、当該事務の一部を委託することが可能になったことから、以下の内容を委託することになりました。関係書類の提出先も平成31年4月1日から変わります。

【委託内容】

- (1) 実地指導にかかる資料の事前確認
- (2) 体制届の確認(事業所の情報公開・自己評価に関するホームページの確認を含む)
- (3) 変更届の確認
- (4) 処遇改善加算に係る届出の確認

【該当事業】

- ・障害児通所支援事業(放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問)
- 障害児相談支援事業

【委託先】公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

●体制届、変更届、処遇改善加算届出関係書類の提出先

【提出先】

〒231-0023 横浜市中区山下町 23番地 日土地山下町ビル 9階 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 市町村支援センター 実地指導課児童係 TEL 045-222-0291 FAX 045-671-0295 Eメール jidou jitti@kanafuku. jp

- *書類の追加、修正や差替等の提出先も、かながわ福祉サービス振興会です。
- *事業所への確認・不足書類の問い合わせ 書類に不備がある場合、記載内容に指摘・照会がある場合は、かながわ福祉サービス 振興会から各事業所に FAX で照会しますので、期日までに速やかな回答お願いします。
- ●実地指導にかかる事前確認資料の提出

実地指導を効率的に進めるため、事前の確認資料の作成をお願いします。 横浜市から実地指導の実施通知と確認資料様式を送付します。 事前資料の内容と提出先は別途指示します。

提出書類の一部

- ・契約書(ひな形1部)
- ・重要事項説明書(ひな形1部)
- ・従業員の一覧表
- ・利用児童の一覧表

変更が発生した場合の申請書類と届出について

1. ≪加算変更あり≫【給付費算定】体制届の提出

体制届で届出している加算を変更したい場合、<u>変更の前月15日まで</u>に横浜市に届け出る必要があります。前月15日までに届出がなかった場合、追加の加算の変更は認められません。

なお、届出していた加算が算定できなくなった場合も 15 日までに届け出る必要がありますが、遅延した場合でもこちらは算定できませんのでご注意ください。

※記載例参照(別添)

① 共通書類(2種)・・・必ず提出

(様式第1号) 障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書

届出書の表紙です。提出の際は必ず提出してください。

※変更に丸をつけ、下段の「変更届出時使用欄」の「変更前」「変更後」欄に『何がどう変わるか』を箇条書きで記入すること。「別紙の通り」等は不可。

※「変更年月日」を必ず記載すること。

(別紙1) 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

届出内容の総括表です。内容欄の有無は必ず記載してください。(プルダウンで選ぶ)

②その他必要書類(別紙2~16)

※実務経験証明書は「事業所指定・変更に係る添付書類」の参考様式5を使用してください。

	変更の届出を要する事項	必要な添付書類 (変更後のもの)	備考
1	児童指導員等配置加算	○人員基準等適合確認シート(別紙 2) ○各資格証/実務経験証明書(参考様式 5)	
2	児童指導員等加配加算	○人員基準等適合確認シート(別紙2)○各資格証/実務経験証明書(参考様式5)	各資格証/実務経験証 明書は 専門職加配・児童指導 員加配加算の場合に提 出が必要
3	福祉専門職員配置等加算	○人員基準等適合確認シート(別紙2) ○福祉専門職員配置等加算に関する状況 (別紙3) ○各資格証	
4	特別支援加算	○人員基準等適合確認シート(別紙 2) ○特別支援加算体制届出書(別紙 5) ○算定する障害児の特別支援計画書	特別支援計画書には機 能訓練を必要とする理 由を明記すること 保護者印のあるもの
5	延長支援加算	○延長支援加算に係る状況(別紙6)○算定する障害児の障害児支援利用計画書	利用計画には延長支援 加算の算定が必要な理 由を明記すること 保護者印のあるもの
6	強度行動障害児特別支援加算	○強度仃期障害児特別文援加昇庙出書 (別紙 9 - 2)	利用児童の受給者証に 加算算定が記載されて いること

2. ≪加算変更なし≫変更の届出

次に掲げる事項に変更がある場合、変更の日から10日以内に横浜市に届け出る必要がありま

① 共通書類(1種)

変更届出書(変更・廃止届出書」の様式)

届出書の表紙です。提出の際は必ず提出してください。

- ※左欄の「変更があった事項」の該当番号に丸を付け、「変更内容(変更前・変更後)」欄に 『何がどう変わるか』を箇条書きで記入すること。「別紙の通り」等は不可。
- ※「変更年月日」を必ず記載すること。

② その他必要書類「事業所指定・変更に係る添付書類」の様式

	変更の届出を要する事項	必要な添付書類(変更後のもの	備考
1	事業所(施設)の名称	○運営規程	
2	事業所(施設)の所在地 (設置の場所)	○運営規程○平面図(参考様式1)○面積等一覧(参考様式2)○設備・備品一覧(参考様式3)○事業所の外観、内部の写真○建物賃貸借契約書の写し○建築確認済証○消防検査結果通知書	設備基準を確認するた め移転前に要相談
3	事業所(施設)の連絡先 (電話番号・FAX)	なし(共通書類のみ提出)	
4	申請者(設置者)の名称	○定款 ○登記事項証明(履歴事項全部証明書) ○運営規程	複数事業所がある場合、定款、登記事項証 明は一部の添付で可
5	主たる事業所の所在地	○定款 ○登記事項証明(履歴事項全部証明書)	
6	代表者の氏名、生年月日、住所及び職 名	○登記事項証明(履歴事項全部証明書)	
7	定款、寄附行為等及びその登記事項 証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するもの に限る。)	○定款 ○登記事項証明(履歴事項全部証明書)	
8	医療法第7条の許可を受けた病院 (診療所)であることを証する書類 ※医療型に限る		
9	建物の構造又は事業所(施設)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	○平面図(参考様式1)○面積等一覧(参考様式2)○設備・備品一覧(参考様式3)○事業所の外観、内部の写真○建物賃貸借契約書の写し	
10	事業所(施設)の管理者の氏名、 生年月日、住所及び経歴	○経歴書(参考様式4)○管理者誓約書○役員等名簿※変更のある管理者の記入と押印で可14	2019/10/17 運営責任者交代等集

	変更の届出を要する事項	必要な添付書類 (変更後のもの)	備 考
11	事業所の児童発達支援管理責任者の氏 名、生年月日、住所及び経歴	○経歴書(参考様式4)○実務経験証明書(参考様式5)○各研修修了証の写し○資格証の写し	前任の退職等やむを得ない 事由による交代で研修未受 講の場合は、「研修受講誓 約書(参考様式14)」を提 出すること 事前に要件の確認が必要な 場合は連絡を
12	事業所の相談支援専門員の氏名、 生年月日、住所及び経歴	○経歴書(参考様式4)○実務経験証明書(参考様式5)○相談支援従事者初任者研修修了証の写し○資格証の写し	事前に要件の確認が必要な 場合は連絡を
13	運営規程(届出が必須な主なもの) ・営業日時 ・サービス提供日時 ・定員変更 等	○改正後の運営規程○人員基準等適合確認シート(別紙2)(従業員の配置体制確認のため)	
14	当該事業に係る障害児通所給付費 (肢体不自由児通所医療費、障害児入 所給付費、障害児入所医療費、障害 児相談支援給付費)の請求に関する 事項 従業者の配置変更	1. 《加算変更あり》【給付費算定】 ※従業者の配置変更について 最低人員と加算に該当する職員の交付 加算・給付費額に影響がない場合も提	でなければ届出は不要
15	役員の氏名及び住所	 ○登記事項証明(履歴事項全部証明書) ○児童福祉法第 21 条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式9) ○役員等名簿2種類・参考様式9別紙 ・参考様式9別紙【横浜版】 	役員名簿は変わった人 のみで可

3. 事業を廃止、休止、再開する場合の届出について

- (1) 事業を休止・再開(施設においては、指定の辞退)を行う場合は、1か月前までに横浜市に届け出る必要があります。提出前に必ずご相談ください。
- (2) 事業を廃止する場合も同様に、1か月前に横浜市に届け出る必要がありますが、廃止を検討される場合は早めに横浜市へご相談ください。
- ※ 廃止・休止を行う場合は、平成29年7月28日付厚労省事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について」にある留意事項(掲載場所は以下のリンクになります)についてご確認の上、届出書とともに、事業者として利用者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も合わせて提出が必要です。
- ※ 休止期間が終了した後、継続して休止する場合、再度届け出る必要があります。

〇必要書類

	サービス種類	提出の必要がある届出書類	提出期限	備考
1	・指定障害児通所支援 ・障害児相談支援	廃止・休止・再開届出書	廃止・休止する日の 1ヶ月前まで	再開する場合は、組織体制 図、勤務体制を添付して下 さい。

【休止・廃止に関する国の通知等】

アドレスから障害福祉情報サービスかながわのファイルに直接アクセスできます

「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について」平成29年7月28日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT110N526.pdf

4. 様式の掲載場所について

○変更届の提出書類の様式は、「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しています。営業時間、職員配置、加算の変更が生じた場合は、以下をご参照いただき、変更届を提出してください。

【資料掲載場所】

書式ライブラリ → 2.横浜市からのお知らせ → ⑤-2事業所変更に関する届け出について ・アドレス

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=118&topid=2

【画面見本】



書式ライブラリ

「文書名」をクリックすることで書式情報をダウンロードすることができます。

	⑤-2 事業所	所変更に関する届け出	について		1 / 1
J	戻る こうしゅう			表示	件数 20件 🗸
	登録日付	文書名	文書内:	容	形式/サイズ
1	2017/02/28	主な変更時の提出書類一覧について	主な変更時の提出一 とめてありますので さい。		Excel 200 7-2013/ 58KB
2	2017/02/27	変更・廃止届出書	変更・廃止の場合の 変更等の場合は、こ 要な書類を添付して	れに加えて必	Excel 200 7-2013/ 89KB
3	2017/02/27	【給付費算定】体制届	加算の変更について、 を添付してください。		Excel 200 7-2013/ 404KB
4	2017/02/28	事業所指定・変更に係る添 付書類	変更の内容に応じて 添付してください。	、必要書類を	Excel 200 7-2013/ 279KB

- ※表示順は画面見本と異なる場合があります。文書名で確認してください。
- ※実務経験証明書の様式(参考様式5)は 「事業所指定・変更に係る添付書類」 内に入っています。

5. 変更等に関する提出先

平成31年 3月31日 まで	体制届・変更届 提出先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 TEL:045-671-4279
平成31年 4月1日 から	体制届・変更届 の記載方法等の 問い合わせ先 及び 提出先	〒231-0023 横浜市中区山下町 23 番地 日 土地 山下町ビル 9 階 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 市町村支援センター 実地指導課 児童係 TEL:045-222-0291 FAX:045-671-0295 Eメール: jidoujitti@kanafuku. jp ※問い合わせはEメールでお願いします。
	体制届・変更届 の記載方法等を除く 問い合わせ先 廃止・休止・再開届 問い合わせ先 / 提出先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 TEL:045-671-4279

変更届・体制届 よくある不備・記載漏れ

共通	申請年月日が記載されていない。
	申請印(法人代表者印等)が押されていない。
	変更年月日が記載されていない。
	2 単位以上ある場合、単位の表記がない。
	変更があった事項に○印がない。
	変更前と変更後の内容が記載されていない。もしくは変更後の欄に別添参照と記載があ
	るが、別添書類があるだけで、どこをどのように変更したのかわからない。
	変更前と変更後の内容を見ても何を目的とした届け出かわからない。
	全ての従業者の添付書類がついている。
変更届	運営規定を変更の場合、どこが変わったのか記載がない。
	管理者の変更に必要な添付書類がついていない。
	児童発達支援管理責任者の変更に必要な添付書類がついていない。
体制届	加算の変更があるのに、変更届様式で提出している。
	加算の変更があるのに、必要な書類がついていない。または間違っている。
	体制届に基づく請求をしていない(体制届を提出していないのに請求している。)

●体制届「障害児給付費算定に係る体制等に関する届出書」記載について

- ① 別紙1 体制等状況一覧表
 - ・変更した箇所の項目欄が変わっていない。もしくは届出書の変更内容とあっていない。 (特に多いのが児童指導員等加配加算の選択の間違い)
- ② 別紙2 人員基準等適合確認シート
 - · 上段 直接支援員
 - ・最低基準の配置職員(保育士、児童指導員、障害福祉サービス経験者)が営業時間を 通じて2名いるように記入されていない
 - ・「その他従業者」は含まない(人員配置基準上の「指導員」という名称は廃止)
 - 下段 加配支援職員
 - ・上段の最低基準が満たせていないにもかかわらず記載がある
 - ・該当する職種の加配加算に必要な勤務時間数になっていない。
 - ・児童指導員の要件がない「その他従業者」で強度行動障害支援者養成研修修了者は 児童指導員等での加配が算定可能。

- ・変更後の該当職員の要件を確認できる書類(有資格者の各資格証、実務経験証明書等)が添付されていない(その他従業者は添付不要)
- ・加配要件を満たしていることが確認できれば、従業員全員の記載は省略可 (例:週1勤務のパート等は記載不要)

※児童指導員等加配加算について

□ 児童指導員等加配加算 I

基準上配置が必要な従業員に加えて、加算に該当する専門職員、児童指導員等、その 他従業者を常勤換算で1名以上配置している

⇒この「1名」は、週にして常勤換算で「1名」。同一人物でなくても算定可能。

- □ 児童指導員等加配加算 II
 - ① 児童員等加配加算 I の要件を満たしていることに加えて、加算に該当する専門職員、児童指導員等、その他従業者を常勤換算で1以上配置している
 - ② 区分1の事業所である

※常勤換算とは

⇒事業所等において定める常勤職員の1週間あたりの勤務時間数に満たしていること。

【週 40 時間の場合】

加算に該当する職種の職員全員(最低人員は除く)で週 40 時間以上の勤務があること。 ⇒必要となる勤務時間数を満たしていないと、加配加算はとれない。

③ 別紙5 特別支援加算

特別支援計画書(個別支援計画の写しでも可)に機能訓練や心理指導を必要とする理由が明記されていない。保護者の同意が書面上で確認できない。

④ 別紙6 延長支援加算

利用計画(個別支援計画の写しでも可)に営業期間を超えた延長利用を必要とする理由が明記されていない。保護者の同意が当書面で確認できない。

共通 別紙5・6の添付がない。

【お願い】:計画書写しは紙面1枚(両面印刷等)で提出を。 (2枚以上のホチキス止めはしないでください)

【記載例】別添

変更届、体制届(よくある変更分)、実務経験証明書について、 記載例をつけていますので、参考にしてください。

●従業員の配置変更にかかる届け出について

平成31年度「4月1日付」体制届以降の変更については、加算には影響のない職員の変更や、 既に配置されている職員の配置時間の変更等は届け出不要です。人員基準を満たすために必要 となる従業員や、加算の要件を満たすために必要な従業者に変更がある場合は、届け出をしてく ださい。

●追加書類を提出される際のお願い

届出書類は事業所ごとに管理しています。従業員の実務経験証明書、各資格証等を後日提出する場合、どこの事業所の、いつの届出日(変更年月日)の、誰の、何の書類かが必ずわかるようにしてください。(付箋等メモで可)

出 変 更 届

記載例

平成 31 年 4月 1日

横浜市長

法人代表者印を押印

所 在 地

称

横浜市中区港町1-1

事 業 者 名 株式会社 よこはま福祉会

(施設の設置者) 代 表 者

代表取締役 かながわ県一

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

殿

		事	業	所	番	号	1	4	5	2	6 :	k	*	*	*	*	サー	ービス種類コート	6	3				
		名				称力	汝課	後等	゙゚゙゙゙゙゙デ゙゙゙゙゙	イサ-	ービス	ょこ	こは	ま福	祉会	È								
	指定内容を変更した事業所 (施設)	所		在		地村	黄浜	市中	区	巷町 [·]	1-1													
	(2002)	サ	ービ	ス	の種	類力	汝課?	後等	デディ	イサ-	ービス	肖	単位2											
	変更があった事項											変	更の	内名										
1	事業所(施設)の名称																							
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)						単位が2以上の場合(はこ	\neg						
3	3 事業所(施設)の連絡先(電話番号·FAX)																	単位数も記入						
4	申請者(設置者)の名称												L											
5 主たる事務所の所在地						(前)																		
6	6 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名						かなが																	
7	定款・寄附行業 は条例 変更前と変更後で「 の」 変わるか」を必ず記		 どう	本又 *.	児童	発達	支援	管理	理責	任者	; よこ	はま	₹ 太	郎										
8	医 まきで可り						書きで可) ・経歴書(参考様式4) ・管理者誓約書																	
9	建物 室の用 <u>返</u> の概要	・役員名簿(変更のある管理者の記入と押印で可)・(この場合)児童指導員要件を確認できる書類																						
10	事業所(施設)の管理者の氏: 住所及び経歴	名、生	主年月	日、	(変更後)									,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,										
11	事業所の児童発達支援管理責任者の氏						- ①管理者兼児童指導員 なか 三郎 - ②児童発達支援管理責任者 つるみ 四郎																	
12	事業所の相談支援専門員のより、住所と、必要主題を必ず				 L <i>(</i> 注	7							_				_							
13	^{- □、住所 2} 必要書類を必ず提出するこ。 3 運営規程 付もれが多い)									_	様式4 月書(参		羕式 5	5)										
14	障害児入の指別員、降品の名 害児通所給付費、肢体不自 費及び障害児相談支援給付別 する事項	由児	通所图	医療			:	各研(前位	T修作 任が	多了記 退職	ノ(有資 Eの写し 等やむ 講誓約	、 を得	ぱない	事由	目によ	よるず	を代	で研修未受講	。 の					
15	役員の氏名、生年月日及び住	È所																						
	変更年月日									平成	31	年		4	月	1		日						
備者		てくた	ごさい。													1								

- 順考 I 該ヨ頃日番方にUを刊してにさい。
 - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。
 - 4 県域の事業所における管理者変更の場合は、予約の上簡単な説明を行います。[面接実施日:

必ず記入!記入漏れが多い

日]

月

(様式第1号)

暗宝児(逼所・入所)給付費管定に係る休制等に関する届出書

記載例「H31年4月1日付 変更用」

成 31 年

日

は必要ありません。

烘又

届出者 所 在 地 横浜市中区港町 【提出期限:平成31年4月12日】 事業所名 株式会社 よこ 〆切厳守

代表者名 代表取締役 かながわ 県一

作成日を記入

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。 (新規・変更

報告) 法人代表者印

						运入 代表有印							
	フリガナ	カブシキガイ:	シャ ヨコハマフクシカイ										
	名称	株式会社より	こはま福祉会										
届出		(郵便番号232	2-0017)										
出者	主たる事務所	│ │横浜市中区港□	⊞ T1−1										
へ 法	の所在地												
人人													
		電話番号	045-123-4567	FAX番号	045-123-4567	'							
	代表者の職・氏名	職名	代表取締役	氏名	かながわ 県								
		(郵便番号 2	232 — 0017)	1									
事業		横浜市中区港	⊞ ⊤1−1		単位が2以_								
業所	主たる事業所の所在地	はここに単位数も記入											
施設	事業所番号	14526*****											
の状	事業所名	放課後等デイサービス よこはま福祉会 単位2											
沢況	連絡先	電話番号 045-111-1111 FAX番号 045-111-											
	管理者の氏名	職名	管理者兼児童指導員	氏名	なか	三郎							
	指定年月日 平	成 28 年 6	月1 日 指定終	了年月日 平	成 34 年 5	月 31 日							
	変更前の概	要		変更後の内	_								
変	変更前の概 児童指導員等加配加質 員等) 福・平成31年3月時	I (児童指導	児童指導員等加配加算Ⅰ(み五郎、ほどが	や桃子							
変更届	福 平成31年3月時	点の	福祉専門職員配置等加算 児童指導員の変更 にし次!	<u>歌</u> 変更ī	前と変更後で「何								
		て変	>	か」を 可)	必ず記入!!((箇条書きで							
出時使	更があるものを言	C載	GW中の臨時営業日 4/30	HJ /									
便尸					必ず記入!記ん	 入漏れが多い							
			ついて】 4/30、5/1、5/2は										
	祝日となりますので、臨時 こ)に、営業日を記入のう:			変更年月日 平	 成 31 年 4	月1 日							
_	してください。今年限定の					,, ,							
i.													

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等 給付費算定に係る体制等に関する届出書類確認シート

			•
法人名称	株式会社 よこはま福祉会		
事業所番号	14526****		
事業所名称	放課後等デイサービス よこはま福祉会	単位 2	
サービス種類	放課後等デイサービス	法人担当	が窓口の場合は、その担当者名
担当者氏名		(この届け	を記入すること †出内容について回答ができる担
連絡先		当者名と	連絡先を記入すること)

	様式	提出書類	備考	確認欄
所児 等童	本用紙	届出書類確認シート	必須	
給 付 費 算に	第1号様式	障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に 関する届出書	必須	
定基にづく	別紙 1	障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況 一覧表	必須	
る指 体定 制等害	別紙 2	人員基準等適合確認シート	必須	
寺児関通	別紙3~14	各加算算定届け		
る届出書		処遇改善加算の届出書	算定する場合 は別途、届出 書を作成し、 添付してくだ さい。	

〇児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者及び児童発達支援管理責任者の要件を確認する書類 (必須)

職種	要件を確認できる書類	確認欄								
児童指導員	実務経験証明書、資格証の写し、卒業証明書、教員免許の写し 等(※)									
保育士	保育士 保育士登録証の写し									
障害福祉サービス 経験者	卒業証明書(高等学校)+障害福祉サービスの実務経験証明書 (2年かつ360日以上の証明が必要です。)									
	実務経験証明書									
児童発達支援	資格証の写し(有資格者の場合)									
完 <u>是</u> 完建文版 管理責任者	児童発達支援管理責任者研修の修了証の写し									
	サービス管理責任者補足研修(相談支援従事者初任者研修の講義部分) の修了証の写し									
/ツ) 旧辛比道品の選	5.此は一済リズはもリナル! 該ツオス亜州によって担山オス津叛が思たリ	++								

(※)児童指導員の要件は一通りではありません。該当する要件によって提出する書類が異なります。 児童指導員の要件を十分に確認の上、必要書類を準備してください。

<u>(現在、配置されている児童発達支援管理責任者を除く)</u> クープ

<u>最後にこの確認シートを同封し、郵送にて提出してください</u>

(別紙1) (障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

項目	内容 必須
古 光 IT カ 15	放課後等デイサービス よこはま福祉会 単位2
T # 12 7 1	
事業所番号 いなければ1で サービス提供単位番号	14526****
	2
定員数	10
サービス種類	放課後等デイサービス ●
施設等の区分	7の仲陸宇
主たる障害種別	その他障害●
地域区分	二級地
処遇改善加算・特別加算	無し
指定管理の有無	非該当
地域生活支援拠点等の有無	非該当
定員超過減算	無し
職員欠如減算 児童発達支援管理書任者欠が 放デイでの	無し
九至九是人族日在兵士日八九	
開所時間減算 児童発達支	7K S
自己評価結果等未公表減算 該当で!	無し
児童発達支援【報酬算定区分】	非該当●
放課後等デイサービス【報酬算定区分】	区分2の1 ●
児童指導員等配置加算	有り
児童指導員等加配加算I	専門職員(PT等) ●
児童指導員等加配加算Ⅱ	無し ●
	更後の内
	が正しく標
	(プルダウ
	選択)され
看護職員加配加算(重度) て	いるか必ず 無し ●
看護職員配置加算 確	認すること
栄養士配置加算	
福祉専門職員配置等加算	I
職業指導員加算	
心理担当職員配置加算	
特別支援加算	
訪問支援員特別加算	
重度障害児支援(強度行動障害)	
強度行動障害児支援加算	無し ●
自活訓練体制	
重度障害児入所(病)棟 (知的・自閉症施設)	
重度肢体不自由児入所(病)棟	
小規模グループケア	
送迎加算	
送迎加算(重度)	無し ●
延長支援加算	無し ●
共生型サービス有無 共生型体制強化	無し 無し 無し

半角 半角 放課後と学校休業日で営業形 態が異なる場合は2枚提出

人員基準等適合確認シート (放認 記載例 「H31年4月1日付 変更用」

(兼 児童指導員等配置加算、人員欠如確

		# =	イサービス よこ				単位		, ,		г-																			
サ ネル サービス			課後等ディ						ŧ缶≐	氧分什等	3 1 5	2.样子:	1 - 1/4	4 白	新约	ı-	± h :	+ +												
サービス提供単位番号	1—777	ЛX	<u>63</u>	イサーヒス ※										到口门	に入力	C11	み 9 。													
り一し入徒供単位留う	当未 <i>心思</i>		00	以	本で																									
			n33 m	_	1.1.1		1 近		T =				2		-			.1. [3;		-		<u> </u>			<u> </u>			
			曜日 開所日					金土				(水											Н			八〇			土〇	日
職種	勤務形態	氏名	営業時間	8			8	8 8		8		8	8					8	8	<u>0</u>	<u>0</u>	8		8					8	
			サービス提供時間	6	6		6	6 6		6	6		6	6	6		6	6	6	6	6	6		6	6					
			定員	10		_		10 10	_		_	10						10			10		•						10	•
児童発達支援管理責任者	①常勤・専従	かなか		8		8	8	8 8	_	8		8	8	8	9		8		8	8	8	8		8	Ť	8			8	
直接支援職員・	・・最低基準の配置				ごさ	_																								
管理者兼児童指導員	①常勤・専従	なか	ゝ 三郎	8	8	8		8		8	8		8	8			8	8	8	8	8			8	8	8		8		
児童指導員	③非常勤・専従				8	8	8	8 8	_		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	
障害福祉サービス経験者	3非常勤・専従	みな	み風子	8				8		8					8		8					8		8		_	_		8	
	-+**		* - / -	-																					<u> </u>		_	_	4	
上段には営業時間を通り				-																						\vdash	\vdash	\vdash	+	
士、障害福祉サービス総	=	2名いるよ	つに記入																					\vdash		一	\vdash	\vdash	+	
※その他従業者は最低	基準に含まれない 				専門	職員	(=	の場合	は	保育:	۲Ł	心理	担当	職員	員) カ	が常勤	t)												$\overline{}$	
	合計			Ħ	換算	[で1:	名分	、週4)時	間以」	上湍	たし	てい	るこ	٢			2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	0
-	指定基準上の必要職員	ı.									_	_						2	2	2	2	2						2	2	
	最低基準への適合(確																													
	・・指定基準に加え			州以上				ス提供	時	間を					引数	を言	己載		<u> </u>)	/ <u>-</u>		1	_				
障害福祉サービス経験者			之 風子 2. 王郎	_	δ		8		┪_		8		8	8	^		^	8	_	8		^			8		8			
保育士 ──	③非常勤・専従			6	G	6		6 6	+	6	C	6		6	6		6	G	6		6	b		6	G	6	_	6	6	
ル理担ヨ臧貝 その他従業者	3非常勤・専従	ほどか		6	6	6	6	6	₽	6	6	6	6		6		O	6	6	6		6		6	6	6	6		6	
しい心化木石	少が市刧・守化	ے رہ	<u>О</u> , Ді				0						U		U					U		U							10	
	7																													
上記を満	たしたうえで下																					ىيى	5#4 /	D#+	☑夕 □・	± 88	*			
段を記入	The second secon			要	件を	確認	でき	る書類	頁は	必須	!											F	当到(の勤		于间:	姒			
1 複数のサー <u>レス促供</u>	≠四かのつ物口には、	単位ごとに	こ作成してくだ			確認	でき	ないと	:体	制とし	て	認めら	れ			常勤	哉員₫	5人))1週				=				2	40			
2 放課後等デイサービ の勤務体制を想定し	スについては、学校長 たシートを提出してく	期休業期間ださい。	間の営業時間が	な	い 										確認欄	の勤治	基準」	<u>-</u> の人	員基達	隼へ					ì	商•	不证	商		
。児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者を配置する場合には、要件を満たしていることが確認できる書類(資 指導員加配加算への適合 旧音 指道 昌 加 配 ・ 不 済									الح	が確認	で	きる	書類	(資	11471	指導	員加酉	己加算	へのi	窗合			IJ	見童	指導	草員	九口	記•	不证	

特別支援加算体制届出書

サービス種別	放課後等デイサービス
人員基準等適合確	放課後等デイサービス よこはま福祉会 単位2
認シートで配置が確認できること	10
機能訓練担当職員	理学療法士 名 作業療法士 名 言語聴覚士 名 心理指導担当職員 1 名 看護職員 名 視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者 名

	 氏名	年齢	利用開始日	備考						
1	А	7	平成31年3月3日							
2	В	10	平成31年2月20日							
3	С	8	平成31年3月25日							
4										
6 4	個別支援計画の写し」でも 心理指導を必要とする理 後者の同意(日付とサイン)	由が書かれる								
9)添付は、できるだけ紙 - 両面印刷など)にして提 ごさい。						

- 注1 算定する児童に係る特別支援計画書を添付すること。
- 注2 特別支援加算を算定する場合に作成し、都道府県知事(政令指定都市及び児相設置市の 長)に届け出ること。
- 注3 ア 児童発達支援給付費において、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童 発達支

援を行う場合にあっては言語聴覚士を除き、児童発達支援センター又は児童発達支援センター

以外の施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合にあっては理 学療法

士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

√ 以下の場合は算定不可

- ・難聴通園で言語聴覚士による訓練を行っている
- ・主たる対象者が重心で、機能訓練担当職員により訓練をおこなっている。

平成31年4月1日 別紙6

延長支援加算に係る状況

サービス種類	放課後等デイサービス
事業所名所	放課後等デイサービス よこはま福祉会 単位2
定員	10
運営規程上の営業時間	9:00~17:00

	氏名	年齢	利用時間	備考
1	А	7	8:30-9:00 17:00-18:00	
2	В	10	17:00~18:00	
3				
4				
5				
6				
えて支援	見童の計画書には、「営業時度する理由」が書かれており日付とサイン)があること		紙面-	書の添付は、できるだけ 枚(両面印刷など)に 出してください。

- 行うものとして、加算を算定する場合に届け出ること。
- ※ 運営規程で定める営業時間を超えて支払 行うものとし ※ 8時間未満の営業時間では、当該加算に該当してせん。
- ※ 延長支援加算を算定する障害児に係る障害児支援利用計画(ただし計画未作成の場合は児童発達支 援計画書または放課後等デイサービス支援計画書)を添付すること。(延長支援加算の算定が必要である ことが計画されていること。)

当書式でなくても可だか、従事した業務期間、 従事日数、従事内容 が証明できるものであること

実務経験 証明書

横浜市長 様

日付けもれ目立 が多い

平成31年3月1日

印

【1年以上の実務経験とは】 業務に従事した期間が1年 以上であり、 かつ実際に業務に従事した 日数が1年あたり180日以

上であること

所在地 横浜市中区××

名称 社会福祉法人 よこはま

代表者氏名理事長 横浜 太郎

電話番号 045-000-0000

証明者の印(法人 代表者印等)

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明

氏 名	神奈川はなこ (生年月日 昭和60年1月1日)
現住所	【2年以上の実務経験】 横浜市中区港町×× 2年かつ360日(180×2) 以上
▮施設又は事業所名	放課後等デイサービス よこはま 【5年以上の実務経験】 施設・事業所・サービスの種別 (障害児通所支援事 以上
業務期間	サービス種別は必ず記入 平成24年4月1日 ~平成30年3月31日(6 年0 月
上記のうち業務に従 事した日数	1080 日
	職名(児童指導員) 日数も必ず記入 障害児に対する療育指導

- (注) 1. 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消すこと。
 - 2. 施設又は事業所名欄には、障害支援施設等の種別も記入すること。
 - 3. 業務期間欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間(見込においては援助を行うと見込まれる期間)を記入すること。(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
 - 4. 業務内容欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、業務内容について、老人デイサービス事業 における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等具体的に記入すること。
 - 5. 証明内容を訂正する場合は、二重線で消した上、証明者(代表者)の印を押すこと。

(様式第1号)

障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書

記載例 (変更用)

平成 31 年 6 月 12 日

横浜市長

殿

加算を変更する場合、

届出者 所 在 地 横浜市中区港町 変更の前月の15日までに提出

事業所名 株式会社 よこはま福祉会

代表取締役 かながわ 県一 代表者名

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。 (新規・変更

報告) 法人代表者印

					12.	人代表有印									
	フリガナ	カブシキガイ	シャ ヨコハマフクシカイ												
	名称	株式会社 よこはま福祉会													
届出		(郵便番号232-0017)													
者	主たる事務所	横浜市中区港町1-1													
(法	の所在地														
人															
	連絡先	電話番号	045-123-4567	FAX番号	045-123-4567										
	代表者の職・氏名	職名	代表取締役	氏名	かながわ 県一										
		(郵便番号 2	232 — 0017)		24/11/2011/11	- 7 IB A									
事業	主たる事業所の所在地	横浜市中区港		単位が2以上をはここに単位数											
未所	土たる事業所の所任地		100010-	COBST											
· 施															
設	事業所番号	14526****	サービスの種類	6 3	放課後デイサ	ービス									
の状	事業所名		放課後等デイサービス	よこはま福祉	福祉会 単位 2										
況	連絡先	電話番号	045-111-1111	FAX番号	045–111-	-1111									
	管理者の氏名	職名	管理者兼児童指導員	氏名	なか	か 三郎									
	指定年月日 平	成 28 年 6	月1 日 指定終	^正 成 34 年 5	月31 日										
	変更前の概			変更後の内											
変	児童指導員等加配加算 員等)	I (児童指導	児童指導員等加配加算Ⅰ	(専門職員):つる	み五郎、ほどがや	桃子									
変更届	福祉専門職員配置等加拿	算なし	福祉専門職員配置等加算	I											
出時			 児童指導員の変更 にし次	, ∮Ľ											
時使			九至加研究の文文 1-00												
用			どう変わるか」を	业 9	[*] 記入!記入漏れ <i>た</i>	い多い									
欄	必ず記人	!!(箇条書き	で可)												
			変更年月日	<u> </u>	成 31 年 7	月1 日									
	中山事籽は11 よ→呑回	-													

注 届出書類はサービス種別ごとに提出してください。

放課後と学校休業日で営業形態が異なる場合は2枚提出

・ 本川口

人員基準等適合確認シート(放課後等デイサービス)

(兼 児童指導員等配置加算、人員欠如確認、開所時減算確認シート)

記載例(変更用)

サービス種類 放課後等デイサービス ※
黄色部分は第1号様式入力後、自動的に入力されます。 7/1付で変更のある職員 サービス提供単位番号 営業形態 63 放課後 (にし次郎、つるみ五郎、ほどがや桃子) の資格要件書類を提出すること

り一し人徒供単位番号	呂未形忠		00									- の資格要件書類を提出すること																			
						第	, 1 ;	週		第2週											U) j	竹首	女计	音为	₹ ~ 17	ΕЩ,	りつい				Г
職種勤務形態			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	Γ.											1
	#1 34 파스 쉬브	пд	開所日	0	0	O	O	0	0		0		-		0	0		0													
	氏名	営業時間	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		
			サービス提供時間	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	_		6	6	6	6	6	6	
			定員	10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	
児童発達支援管理責任者	①常勤・専従	かなか	がわ 花子	8		8	8	8	8		8		8	8	8	9		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8	
直接支援職員・・	・最低基準の配置	置職員の∂	みを記載して	<u> </u>	ごさ	い。																									
管理者兼児童指導員	①常勤・専従	なか		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		
児童指導員	③非常勤・専従				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8				8	8	8	8	8	
障害福祉サービス経験者	③非常勤・専従	みな	み風子	8					8		8					8		8					8		8					8	
上段には営業時間を通し	て其準上必要な人員	昌(児童指:	道昌 保育																				Щ	4	<u> </u>						
士、障害福祉サービス経																															
		·∠┧ぃ.	、ハー記八		専門	3 1144 2	3 / -	_⊕+	므스	1+15	- 本.	+ L.	i, ie	+ㅁ 44	肿上	3 \ A	░╩ै	*	_					Щ	_	Ш	<u> </u>		\sqcup	\sqcup	
※その他従業者は最低基準に含まれない																, ф з	刉														
	日前			L	換算	1 C I	石フ	ヷ、、ヹ	<u>司</u> 4U	叶旧	」以_	上冲	にし	CU	െ	_			2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	0
	定基準上の必要職員			1															<u>2</u>	2	2	2	2	Щ.	2	2	2	2	2	2	
	低基準への適合(確										<u>L</u>		ĻĻ	,		1.1					Ļ									Ш	
加配支援職員・・		て多く		业以上		サー	- <u>ビ</u>	ス扱	供	時間	『を		ノだ:			引数	を	己載		<u> </u>		゙゚゚゚゙ヿ゙゚゚	0			7	 -	a — — — — 7	r	ıi.	
障害福祉サービス経験者	<u> </u>	みた	· · · · · ·		8	•	8			_	Ļ	8		8	8	•		_	8		8	8				8		8	8		
保育士	③非常勤・専従	つる		6		6		6	6	_	6		6		6	6		6		6		6	6		6		6		6	6	
<u>小理担当職員</u>	③非常勤・専従	ほどか		6	6	6					6	6	6			•		6	6	6	_			4	6	6	6				
その他従業有	③非吊罰・専促	めさ	ひ 一郎				b		b					6		6					6		6	4	4			6		6	
																								4		<u> </u>					
																							$\overline{}$								

上記を満たしたうえで下 段を記入

要件を確認できる書類は必須!

書類で確認できないと体制として認められない

2 放課後等デイサービスについては、学校長期休業期間の営業時間の勤務体制を想定したシートを提出してください。

1 複数のサーム スレス は、単位ごとに作成してくない。 1 複数のサーム ないのでは、単位ごとに作成してくない。 1 複数のサービス 1 複数の

3 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者を配置する場合には、要件を満たしていることが確認できる書類(資格証、実務経験証明書等)を添付してください。

以际 & 等デイサービス よこはま福祉会

事業所 (法人) の定める
常勤職員の 1 週間あたり
の勤務時間数40指定基準上の人員基準へ
の適合状況適・不適指導員加配加算への適合
状況児童指導員加配・不適

常勤の勤務時間数

R1. 10. 9 版

障害児通所支援に関する法改正等および留意事項について

1 幼児教育・保育の無償化(令和元年10月から)について(資料2-2 参照)

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、①3歳時から5歳児の子ども及び②市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から実施されました。

児童発達支援や保育所等訪問支援の利用者についても無償化の対象となっており、幼稚園や保育所と併用している場合、いずれも無償化の対象となります。

なお、無償化にあたって、児童発達支援や保育所等訪問支援の利用に関する保護者の申請手続き等はありません。また、受給者証の差替え等もありません。

- 2 児童指導員の要件の見直し (平成 31 年 4 月から) について (資料 2 3 参照) 【改正の概要】
- (1) 幼稚園の教諭の免許状を有する者が、児童指導員になることができる者に追加されました。
- (2) 大学において社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科等を修めて卒業した者は児童指導員になることができるところ、当該大学に短期大学を含まないことが明確化されました。
- 3 児童発達支援管理責任者の研修体系の変更(平成31年4月から)について 【改正の概要】
- (1) 実務要件の緩和

実務要件のうち、直接支援に係る経験年数が「10年以上」から「8年以上」とされました。

- (2) 児童発達支援管理責任者研修が「基礎研修」と「実践研修」に細分化 現行の「児童発達支援管理責任者研修」が「基礎研修」と「実践研修」に分かれ、実践研修の受講には、 基礎研修修了後2年以上の実務経験が必要となります。
- (3) 更新研修の創設

実践研修修了後、5年ごとに「更新研修」を受けないと資格が喪失されることとなります。更新研修は、 現に業務に従事しているか、過去5年間に2年以上業務に従事していることが受講要件となっています。

4 心理指導担当職員について

心理指導担当職員は、「学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者」であることとなっています。 体制届等の届け出時等における挙証資料としては、大学の卒業証書の写し(学科名によっては成績証明書)を提出してください。

5 保護者に支払いを求めることができる費用(日常生活費)について

利用者負担額以外で、保護者に支払いを求めることができる費用については、以下の通り基準省令や厚労省通知で定められています。

基準省令第22条

◎指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払いの範囲

(抜粋)

〇当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、保護 者に支払いを求めることが適当であるものに限る。

○金銭の支払いを求める時は、当該金銭の使途および額並びに通所給付決定保護者に金銭の 支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行 い、同意を得なければならない。

基準省令

◎通所利用者負担額の受領

第 23 条 (抜粋)

〇指定事業者は、通所利用者負担額の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを保護者から受けることができる。

- ① 食事の提供に要する費用(センターのみ)
- ② 日用品費
- ③ ①②のほか指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

通知

障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取り扱いについて

(上記③

〇保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供する日常生活上

の具体的

な範囲に

便宜にかかる費用であること

ついて)

- 〇障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと
- 〇障害児通所給付費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による

費用の受領は認められない。(×お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金)

- ○保護者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。
- 〇対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ○運営規程において定められなければならない。
- ○すべての障害児に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビや カ

ラオケ設備の使用料等) は認められない。

- ○すべての障害児に一律に提供し、画一的に徴収することは認められない。
- 〇上記の他、日常生活費と区別されるべき費用
 - 預り金の出納管理費
 - ・個人の希望による嗜好品、贅沢品の費用
 - 入退所時の送迎に係る費用

(参考となる参照先) ※下記①、②の内容は同一

① 平成24年3月30日 障発0330第31号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

又は② 障害者総合支援法事業者ハンドブック『指定基準編』2018年版 p₂₀1976/17 運営責任者交代等集団指導 資料

6 複数単位で運営する場合の注意点

児童発達支援・放課後等デイサービスについて、一つの事業所において複数の単位を運営する場合、単位ごとに必要な設備、人員を整え、単位ごとに独立した体制で運営する必要があります。

複数の単位が一体的に運営していると認められる場合、単位ごとの報酬は算定できず、定員を合算し、その合算した定員に応じた報酬を算定することになります。次の運営上の留意点を確認の上、一体的な運営になっていないか確認し、必要に応じた見直しを行ってください。

【複数単位での運営上の留意点】

(1) 個別支援計画について

複数の単位を運営していて、複数の単位の利用がある児童について、単位ごとの児童発達支援管理責任者 (以下「児発管」とします。)が支援目標を立て、具体的な支援の内容を検討してください。個別支援計画作 成の際には児発管同士でそれぞれの目標を共有し、内容は一つの個別支援計画にまとめた上で、単位ごとに 個人ファイルを備えてください。保護者との面接は両児発管が、個別又は同席で実施するようにしてください。

なお、児童が利用単位を異動する場合、(例:単位1の小学6年生が中学生になるので4月から単位2へ)、 その移動する意図や支援目標を保護者と確認し、必要に応じて、異動先の単位の児発管が個別支援計画を作成し直してください。

(2) 合同のプログラムについて

主に土日や学校休業日に、恒常的に複数単位で合同のプログラムを実施している事業所が散見されます。 単位ごとの運営を前提としない合同のプログラムは、単位ごとの独立した体制とは言えず、不適当です。

(3) 職員の配置について

児発管と児童指導員等は、各1名以上、その単位に常勤・専従である必要があります。また、その他の児童指導員等についても、利用児童との関係性の構築や職員間のチームワークを作っていくため、その単位に専任することが望ましいと考えられます。

(4) 設備について

指導訓練室は、単位ごとに 30 m以上は必要です。また、静養室/静養スペースも、単位ごとの児童指導員等の目が届く範囲に設けてください。事務室、相談室、トイレは、支障がない限り共用することができますが、移動動線を考慮し、利用児童や職員の人数規模等に応じて、適切な設備を整えてください。

(5) 児童に関する記録等について

アセスメント資料、個別支援計画、サービスの提供記録について、原則として、単位ごとに整理・保存してください。

契約書については、単位ごとの作成は不要です。

7 その他、運営上の留意事項

① 利用相談・調整

- (1) 事業趣旨及びそれに基づいて事業所として提供できるサービス、プログラムを説明してください。 個別支援計画に基づいた療育・支援を提供するサービスです。"預かりサービス"ではありません。
- (2) 正当な理由なくサービス提供を拒めません。

正当な理由とは、「利用定員の超過」「主たる対象とする障害の種類が異なる」などが想定されます。(児童 福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「基準」)第14条)

- (3) 受給資格の確認、支給申請までの援助を、適切に行ってください。(基準第17条、第18条)
 - ア 障害要件の有無を、丁寧、適切に確認してください。
 - イ 受給者証の申請方法、申請場所(利用希望者の居住区の福祉保健センター)を、適切にご案内ください。
- (4) 利用頻度について。支給量は、児童本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から必要な日数が決定されます。その上で、原則として、各月の日数から8日を控除した日数を上限としています。
 - (例) 5/₩利用の場合 (暦の最大日数 31-控除8=23)、月23日を上限として支給決定
- (5) 現状のサービス利用状況、相談支援事業所の利用状況などを確認し、利用調整をしてください。(基準第 15 条、第 20 条)
 - ア 関係機関と利用調整をする場合、必ず、保護者から同意を受けてください。(基準第47条)
 - イ まず、相談支援事業所の利用の有無を確認してください。相談支援事業所を利用している場合、利用開始や利用日数の変更は、相談支援事業所を通して行うよう、保護者にご案内ください。
 - ウ 他の事業所の利用状況・利用曜日等を確認し、利用曜日の重複・支給量超過がないように、調整をして ください。
 - エ 必要に応じて、上限管理事業所を確認し、必要な案内を行ってください。(負担上限月額が 4,600 円であって、2か所以上の事業所の利用がある場合)
- (6) 事業所の運営状況や職員体制を、適切に説明してください。(基準第12条)

② 受給者証の発行・取得

- (1) 申請者が希望する利用頻度を明らかにして申請できるよう、週間スケジュールを保護者に渡しておいて区役所へ持参してもらうなど、わかりやすいご案内をお願いします。
 - ア 受給者証発行の際、各区役所では支給日数の確定のため各事業所の利用曜日を確認しています。
 - イ "だいたい○日くらい"という申請は、できません。
- (2) 受給者証発行までは、手続きに一定の時間を要します。 受給者証の発行を急かすような案内はしないでください。区役所窓口でのトラブルの原因となります。

③ 契約

- (1) 契約書・重要事項説明書を作成・交付して、制度やサービスについて説明を行い、理解を得た上で契約してください。(基準12条)
- (2) 受給者証の支給日数・支給決定期間を確認してください。(基準第18条の2)
 - ア 支給量超過の超過がないか、確認してください。
 - イ 支給決定期間の切れた状態でサービス提供を行わないよう、注意してください。
- (3) 契約時は、受給者証の裏面に、必要事項を記載してください。(基準第13条)

④ 個別支援計画の作成

- (1) アセスメントは、保護者と面接の上実施しなければならないことになっています。面接の設定に際しては、その趣旨を十分に説明し、理解を得るように努めてください。
- (2) 個別支援計画(案)には、児童及び保護者の生活に対する意向、児童に対する総合的な支援目標及びその 達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項、 その他必要な事項を、記載しなければならないことになっています。必要に応じて、様式、内容の見直しを 行ってください。
- (3) 個別支援計画(案)は、児発管が単独で作成するのではなく、支援担当者が参加する会議を開催し、個別支援計画案について意見を求めた上で、児発管が作成してください。
- (4) 個別支援計画(案)を作成後、児童及び保護者に個別支援計画の内容を説明し、書面によってその同意を 得てください。また、その日付、署名(押印)を記載する欄を設けてください。
- (5) 個別支援計画作成後、少なくとも6か月に1回以上、計画の実施状況を確認しながら、児童について解決 すべき課題を把握し、個別支援計画を見直すべきかどうかについての検討を行ってください。見直しの内容 については、保護者の同意を得てください。
- (6) モニタリングに当たっては特段の事情のない限り、保護者と面接の上で実施し、その結果を記録してください。
- (7) 個別支援計画に基づかないサービス提供は、報酬上、減算になります。サービス提供開始までの流れとしては、「①契約→ ②初回の個別支援計画の作成→ ③初回のサービス提供」となります。

⑤ 利用開始後

- (1) 行事等イベントを開催する場合、発達支援の一環として実施してください。(基準第32条)
 - ア無計画な開催はせず、年間計画の中で計画的に開催してください。
 - イ 通常の利用日と異なる場合、その他の事業所の利用状況を必ず確認してください。
- (2) 不定期利用、突発利用は、原則として、不可です。
- (3) 児童の支援状況やサービス利用状況を見極め、必要に応じた利用頻度をご案内ください。(基準第20条)
- (4) 他事業所と連携し、曜日重複や支給量超過が無いようにしてください。
- (5) 同一児童について、同一日に通常請求と欠席時対応加算の請求が上がった場合、両方の請求を否決します。

⑥ 利用状況の見直し

- (1) モニタリングを実施する際、改めて利用頻度の必要性を検討してください。(基準第27条の8・9)
- (2) 自事業所の利用状況のみではなく、関係機関の利用状況なども含めてアセスメントし、見直し後の個別支援計画に反映させてください。

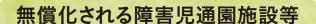
⑦ 更新手続き

- (1) 支給決定期間の終期を把握し、適切な時期に、更新手続きをご案内ください。(基準第18条)
- (2) 期間を遡った受給者証の発行は、原則として、行いません。継続したサービス利用の予定がある場合、支給決定期間に空白が生じないように注意してください。
- (3) 利用頻度について、当然に継続するのではなく、児童の年齢や今後の生活を見据え、適切な利用頻度を検討してください。

障害児通園施設等をご利用の方へ

資料 2 - 2

令和元年10月1日利用分から 利用者負担が無償化されますが、 お手続きは必要ありません





サービス名	概 要
児童発達支援 ※	未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援を行います
医療型児童発達支援 ※2	児童発達支援に加え、治療を行います
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の 児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び 知識技能の付与を行います
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、 保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います

注:横浜市地域療育センターの通園クラスは「※1児童発達支援」、「※2医療型児童発達支援」に該当します。

無償化の対象となる児童 満3歳になった後最初の4月から小学校入学までの3年間

(例)

無償化期間

令和元年10月1日~令和2年3月31日 (2019年10月1日~2020年3月31日)

令和2年4月1日~令和3年3月31日 (2020年4月1日~2021年3月31日)

無償化対象児童の誕生日

平成25年4月2日~平成28年4月1日 (2013年4月2日~2016年4月1日)

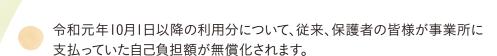
平成26年4月2日~平成29年4月1日 (2014年4月2日~2017年4月1日)

※市民税非課税世帯はすでに無償となっています。

※利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくことになります。 ※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※国の制度改正に伴うため、市外の障害児通園施設等を利用する場合も無償化の対象となります。

お手続きについて





- 障害児通園施設等の無償化に伴う、お手続きは必要ありません。
 - (すでにお手持ちの受給者証等については、期限まで引き続きご利用できます。)
- 今後、受給者証等を更新する際に順次、無償化対象期間を印字する予定です。

本チラシは、障害児通園施設等の無償化についてのご案内となります。保育園等のお手続きについては別途ご確認ください。ご不明な場合は下記無償化専用ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ

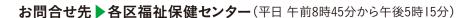
幼児教育•保育無償化 全般

無償化専用ダイヤル

(土・日・祝含む 午前8時から午後8時まで)※12月28日~1月3日は除く

TEL 045 - 840 - 6064 FAX 045 - 840 - 1132

障害児通園施設等の利用に関する個別のご相談





区	窓口	連絡先
金沢	こども家庭支援課	045-788-7772
港北	こども家庭支援課	045-540-2320
緑	こども家庭支援課	045-930-2432
青葉	こども家庭支援課	045-978-2457
都筑	こども家庭支援課	045-948-2321
戸塚	こども家庭支援課	045-866-8468
栄	こども家庭支援課	045-894-8959
泉	こども家庭支援課	045-800-2448
瀬谷	こども家庭支援課	045-367-5703

障害児通園施設等の制度全般のお問い合わせ

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課(平日午前8時45分から午後5時15分)

TEL 045 - 671 - 4278 FAX 045 - 663 - 2304



横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成31年4月1日施行 抜粋)

(児童指導員の資格)

- 第58条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学 (短期大学を除く) において、社会福祉学、心理学、教育学者しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学<u>(短期大学を除く)</u>において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法に規定する、<u>幼稚園、</u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は 中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(参考) 職種ごとに要件を確認できる主な書類の例

職種	要件を確認できる 主な書類 ※ 職種ごとにいずれか	説明				
児童指導員	・実務経験証明書(原本) + (右欄Aの場合:高等学 校以上の卒業証明書	A 業務期間:2年以上3年未満の場合①児童福祉事業に360日(※一年あたり180日)以上従事したことがわかる内容+②高等学校以上の卒業証明書(専門学校は不可))B 業務期間:3年以上の場合③児童福祉事業に540日(※一年あたり180日)以上従事したことがわかる内容※ ③のみで可				
	・社会福祉士 又は ・精神保健福祉士 の資格証	・登録手続中の場合、登録済通知書など手総中であることがわかるもの ※ 介護福祉士は該当しない				
	教諭の免許状	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校(=小中一貫校)又は中等教育学校(=中高一貫校)の教諭のもの。(養護教諭は不可)いずれか1種類				
	大学の卒業証明書	・社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を 専修する学科又は相当する課程を修了し たもの ・学科名によっては、成績証明書				
保育士	保育士登録証	・保母資格は保育士登録証に更新したもの ・横浜市においては、神奈川県の国家戦略特 別区域限定保育士(=地域限定保育士)登 録証も可 ・登録手続中の場合、登録済通知書など手続 中であることがわかるもの				
障害福祉サービス 経験者	①実務経験証明書 (原本) + ②高等学校以上の卒業証 明書	①障害福祉サービスに2年・360 日 (※一年 あたり180日)以上従事したことがわかる もの + ②高等学校以上の卒業証明書(専門学校は不 可) ※ 従事期間に関わらず①+②が必要				

児発管として

配置可能

児童発達支援管理責任者の要件

※平成31年4月1日以降告示改正に係る変更後

実務経験

(詳細は以降を参照)

児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です。

A. 平成31年3月31日までに2つの研修を受講済みの場合

2つの研修とは・・・

1. サービス管理責任者補足研修(2日間)

又は、以下の①若しくは②に該当

①平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」及び

平成19年度までの「相談支援従事者研修(追加研修)」の両方を受講済み

②平成19年度までの「相談支援従事者初任者研修(補足研修)」を受講済み

2. 児童発達支援管理責任者研修

又はサービス管理責任者研修を受講済み



令和6年3月31日までの間に

・「児童発達支援管理責任者更新研修」を受講(注3)

(サービス管理責任者更新研修の受講でも可)

(注3) 2回目以降の児発管更新研修の受講要件 ………

- ・現に管理者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員として従事している。
- ・研修開始日前5年間において上記業務に2年以上従事している。

※ 期日までに**更新**研修修了者とならなかった場合は、**実践**研修(下記「ステップ2」参照)を改めて受講

B. 平成31年3月31日までに2つの研修を受講済みでない場合

ステップ1:「基礎研修修了者」になる

平成31年3月31日時点の研修受講状況により・・

パターン① サビ管補足研修のみ受講済みの場合

·児童発達支援管理責任者基礎研修を受講(注1) (サービス管理責任者基礎研修の受講でも可)

パターン② 児発管研修のみ受講済みの場合

・サービス管理責任者補足研修を受講

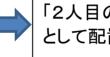
パターン③ いずれの研修も受講していない場合

- ・サービス管理責任者補足研修
- ·児童発達支援管理責任者<u>基礎</u>研修(注1) (サービス管理責任者基礎研修の受講でも可)

を受講



実務要件を満たしていない が、2年以内に必要な年数 に達することができる



「2人目の児発管(※)」 として配置可能

※ 2人目の児発管

常勤の児発管が配置されている事業所において、 アセスメント及び個別支援計画の原案作成を行うことができる。



実務経験あり



基礎研修修了者となっ た日から3年間は児発 管として配置可能

(注1) 児発管基礎研修の受講要件 ……………

・実務要件を満たしてる

(満たしていない場合)

・2年以内に必要な年数に達することができる



基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間に

ステップ2:児童発達支援管理責任者<u>実践</u>研修を受講(注2)

(サービス管理責任者実践研修の受講でも可)

(注2) 児発管実践研修の受講要件

「基礎研修修了者となった後、通算して2年以上相談支援業務又は直接支援業務に従事している。



実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年度ごとの各年度の末日までに

43

ステップ3: 「児童発達支援管理責任者更新研修」を受講(注3)

(サービス管理責任者更新研修の受講でも可)

※ 期日までに更新研修修了者とならなかった場合は、実践研修を改めて受講

幼稚園

小学校

中学校

義務教育学校

高等学校

中等教育学校

特別支援学校

高等専門学校

カ 医療機関において相談支援業務に従事するもので、次のいずれかに該当する者

病院

診療所

※社会福祉主事、相談支援専門員等、保育士、児童指導員、障害者社会復帰指導員であって、上記ア~オの実務経験年数が1年以上のもの

ア 施設等において介護業務に従事する者

障害児入所施設

施設

助産施設

乳児院

母子生活支援施設

保育所

②直接支援業務

幼保連携型認定こども園

児童厚生施設

児童家庭支援センター

児童養護施設

児童心理治療施設

児童自立支援施設

障害者支援施設

老人福祉施設*

介護老人保健施設*

病院又は診療所の

療養病床関係病室*

身体障害者療護施設

身体障害者授産施設

身体障害者更生施設

身体障害者福祉ホーム

身体障害者福祉センター

知的障害者授産施設

知的障害者更生施設

|知的障害者通勤寮

知的障害者福祉ホーム

知的障害児施設

第一種自閉症児施設

第二種自閉症児施設

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児施設(入所、通所)

肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設

指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)

知的障害者地域生活援助

精神障害者地域生活援助

地域就労援助センター

イ 事業所等において介護業務に従事するもの

障害児通所支援事業

老人居宅介護等事業 *

児童自立生活援助事業

放課後児童健全育成事業

子育て短期支援事業

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業

地域子育て支援拠点事業

身体障害者居宅介護

知的障害者居宅介護

児童居宅介護

精神障害者居宅介護

身体障害者デイサービス

児童デイサービス

知的障害児施設

一時預かり事業 小規模住居型児童養育事業 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 病児保育事業

子育て援助活動支援事業

障害福祉サービス事業

第一種自閉症児施設

╏第二種自閉症児施設

|知的障害児通園施設

「盲ろうあ児施設

肢体不自由児施設(入所、通所)

肢体不自由児療護施設

|重症心身障害児施設

指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)

知的障害者地域生活援助

精神障害者地域生活援助

I市町村から補助または委託を受けている作業所等

ウ 医療機関等において介護業務に従事する者

保険医療機関

保険薬局

訪問看護事業所

|エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの

特例子会社*

助成金受給事業所*

オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)

幼稚園

小学校

中学校

義務教育学校

高等学校

中等教育学校

特別支援学校

高等専門学校

ア 次のいずれかに該当する者

(1)社会福祉主事任用資格

(2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習 得したものと認められるもの(介護職員初任者研修に相当するものを修了したもの)

(3)保育士又は国家戦略特別区域限定保育士

(4)児童指導員任用資格者

(5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者

イ 国家資格等※1による業務に5年以上従事している者

験通算3年以上) 中以上(うち*のない# ①+②の経験が通算 業算 経 な① 通い+

> 算業② 3 務の 年のう 以経ち 上験 * がの

5

年

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福 祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄 養士、精神保健福祉士のことをいう。

注意事項

帑

者

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であるこ とをいう。

例)5年以上の実務経験=従事した期間が5年間、かつ、実際に従事した日数が900日以上

通 算 8 年 以 上(う ち **の** な い 務 経 験 通算 3 年 以 上

児童発達支援管理責任者の要件について定めている法令

「障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」

(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)

〇やむを得ない事由により、児童発達支援管理責任者が欠けた事業所又は施設においては、当該事由の発生した日から起算して1年間は、実務経験者であるものについては、研修未修了であっても児童発達支援管理責任者とみなすことができる。

《H29.4 告示改正に係る留意事項》

※下記の相談支援業務については、実務経験年数に含めることはできますが、これらの業務以外に①に記載された施設等での業務経験が通算3年以上なければなりません。

〇老人福祉施設 救護施設 更生施設 介護老人保健施設 地域包括支援センター その他準ずる施設の従業者、準ずる者 が、相談支援業務等に従事した期間

※下記の直接支援業務については、実務経験年数に含めることはできますが、これらの業務以外に②に記載された施設等での業務経験が通算3年以上なければなりません。

〇老人福祉施設 介護者人保健施設 療養病床関係病室その他準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他準ずる事業 の従事者、特例子会社、助成金受給事業所その他準ずる施設の従業者が、直接支援の業務に従事した期間

各種届出について

1. 障害福祉サービス等情報公表制度について【!全事業所必須!】

○平成30年4月に、障害福祉サービス等情報公表制度が施行され、同年9月より、法人及び事業所情報が 障害福祉サービス等情報公表システム(以下「情報公表システム」)で全国一斉に公開されています。 令和元年10月現在、情報の登録が完了していない法人及び事業所が見受けられますので、再度ご確 認ください。また、事業所情報の入力には法人IDが必要になります。令和元年度中に開設をした事 業所等で、まだ法人IDを持っていない場合は、発行の手続きを行いますので、【★法人IDを未取得 の事業所】(次ページ)をご覧ください。

利用者等が事業所の詳細をインターネット上で入手できるように作られたシステムです。できる限り詳細に記入し、また、変更があった場合は、都度、情報の修正をお願いします。

【確認の流れ(全事業所必須)】

情報公表システム (WAM NET) にアクセスし 自分の事業所を検索する

https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do



 \bigcirc

自分の事業所が表示される (事業所登録あり) 自分の事業所が表示されない (事業所登録なし)



 \Box

事業所情報の登録ができています。

登録内容に誤りがないか確認し、 変更がある場合は修正をしてください。

大至急、事業所情報を登録してください。

登録に必要な ID は 1 法人につき 1 つ発行されています ID の発行状況は法人に確認してください。

(※ID は 1 法人につき 1 つです。)



ID はあるが、事業所が表示されない

Д

事業所の台帳の確認をしますので、 横浜市にご連絡ください。(6.障害 児福祉保健課への電話について参照) ID がなく、事業所も表示されない



IDの発行が必要になります。

【★法人 ID を未取得の事業所】へ お進みください。(次ページ)

【★法人の ID を未取得の事業所】

下記 URL にアクセスし、ID の申請を行ってください。申請から2週間を目安に、申請したメールアドレス宛に、WAM NETより、ID が送信されます。ID 取得後、事業所情報の登録をお願いします。

申請フォーム: https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=jyoho

【注意点】

- ①A法人が横浜市内で事業所Bと事業所Cを開設している場合。(サービス種類問わず) →ID は1つ付与されます。事業所Bと事業所Cは同じ ID でアクセスしてください。
- ②D法人が横浜市内で事業所E、他都市で事業所Fを開設している場合。
 - →それぞれの指定権者から ID が付与されます。

2.「障害福祉情報サービスかながわ」へのメールアドレス登録について【!全事業所必須!】

〇平成 29 年 10 月より、障害児福祉保健課から事業所向けへの連絡は、「障害福祉情報サービスかながわ」に登録されている電子メールアドレスあてに行っています。

まだ、未登録や仮登録の事業所が散見されます。「知らなかった」「聞いていない」等の苦情にはお 応えできませんので、今一度、登録状況をご確認いただき、未登録の場合は登録をお願いします。 また、メールアドレスが変更になった場合は、事業所の管理画面から修正を行ってください。

【資料掲載場所】

書式ライブラリ→6.お知らせ(県内共通)→1お知らせ→事業者管理マニュアル(2017/12/12掲載) アドレス:http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT66N389.pdf

3. 災害マニュアルの作成についてく資料3-2>

〇洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の事業所は避難確保計画の作成、市町村長への報告が義務 となります。各区域内かどうかを確認し、避難確保計画を作成してください。

また、今後各区域の拡大に伴い新たに対象となった事業所には、随時、通知を送付させていただきますので、ご対応ください。

(津波の浸水区域に該当している事業所、区域外の事業所についても災害に備えるため、災害時のマニュアル作成・避難場所の確認・避難訓練等を行ってください。)

4. 社会保険加入について<資料3-3>

- ①すべての法人事業所は厚生年金保険・健康保険への加入が法律で義務づけられています。
- ②常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を<u>1人でも雇っている</u> 事業場は労働保険(労災保険・雇用保険)加入義務があります。

今後、労働保険への加入状況にかかる確認票の提出を依頼する予定です。 加入状況については、厚生労働省に報告をします。

5. 変更届について(参考:資料1-4)

- ○変更届の提出書類の様式は、「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しております。営業時間、職員配置、加算の変更が生じた場合は、以下をご参照いただき、変更届を提出してください。
- ○「資料1-6」の記載例を参考に作成し、書類を全て整えた状態で提出してください。書類不備を 防ぐためにも、送付前に、事業所内でのダブルチェックもお願いします。
 - ※必要書類は平成31年3月現在のものになります。4月以降、変更がある場合もございますので、 ご注意ください。
 - ※変更届または様式第1号に、どこが変更になっているかを必ず記載してください! (「別紙の通り」は不可。)

【資料掲載場所】

書式ライブラリ → 2.横浜市からのお知らせ → ⑤-2事業所変更に関する届け出について.

アドレス: https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=118&topid=2



書式ライブラリ

「文書名」をクリックすることで書式情報をダウンロードすることができます。

検索結果				該当文書	は 4 件です						
(⑤-2 事業所変更に関する届け出について										
Ē	戻る 表示件数 [
	登録日付	文書名	文書内容	容	形式/サイズ						
1	2017/02/28	主な変更時の提出書類一覧について	主な変更時の提出一覧とめてありますので、さい。		Excel 200 7-2013/ 58KB						
2	2017/02/27	変更・廃止届出書	変更・廃止の場合の原変更等の場合は、これ 変更等の場合は、これ 要な書類を添付しても	れに加えて必	Excel 200 7-2013/ 89KB						
3	2017/02/27	【給付費算定】体制届	加算の変更について、 を添付してください。		Excel 200 7-2013/ 404KB						
4	2017/02/28	事業所指定・変更に係る添 付書類	変更の内容に応じて、 添付してください。	、必要書類を	Excel 200 7-2013/ 279KB						

1/1ページ

※画面レイアウトは変更になる可能性があります。文書名で確認するようお願いします。 ※実務経験証明書の様式(様式5)は4事業所指定・変更に係る添付資料内に入っています。

【体制届・処遇改善加算・変更届の提出先】(参考:資料1-4)

〒231−0023

横浜市中区山下町 23 番地 日土地山下町ビル 9 階

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 市町村支援センター 実地指導課 児童係

6. 障害児福祉保健課への電話について

〇毎日多くの通所支援事業所・法人から通所支援事業についてのお問い合わせをいただいております。 担当が実地指導・出張で不在の際や、別の電話に出ている際は、課内の他事業担当が電話応対をし ておりますが、通所支援事業に関するお問い合わせ内容にはお答えすることができません。

お手数ではございますが、担当が在籍している時間をお伝えしますので、折り返しお電話をお願い いたします。終日不在の場合は、後日おかけ直しいただきますようお願いいたします。

また、受付時間外の電話が多くあります。緊急の場合を除き、電話等のお問い合わせは受付時間内にしてくださいますよう、よろしくお願いします。

※事業所名・法人名・お名前を必ず名乗ってから要件をお伝えください。

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 受付時間 平日 8:45~12:00

13:00~17:15

TEL 045-671-4279 FAX 045-663-2304

【指定担当】青木・笠木 【請求担当】藤田・綱島 【指導担当】水内

※通知文等を見てお問い合わせをいただく場合は、通知文に記載されている担当宛に お電話ください。

※直接来庁での相談は、<u>事前予約なしでは受け付けておりません</u>。当日連絡も<u>不可</u>です。 必ず事前に電話にてご連絡の上、担当と面談予約をされてからご来庁ください。



よろしくおねがいします★

横浜市障害児通所支援事業キャラクター 放デイ君と児発ちゃん

止法が改正されます

〜要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために[。]

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布されま した。これにより、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水 「土砂災害防止法」が改正されます。

浸水想定区域や十砂災害警戒区域内の要配属者利用施設※の 管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が義務と なります。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です

【浸水想定区域】 浸水想定区域 12.濫 要配慮者利用施設

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が 想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府 県が指定します。

要配慮者利用施設

とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設 その他の主として防災上の配慮 を要する方々が利用する施設で す。

【土砂災害警戒区域】 ※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災 害が発生した場合に、住民等の生命 又は身体に危害が生じるおそれがあ ると認められる区域であり、都道府 急傾斜地 💮 県知事が指定します。 土砂災害特別臺灣区域 土砂災害警戒区域 要配慮者利用施設

(社会福祉施設)

- 老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に ・障害児通所支援事業の用に供する施設 供する施設
- · 身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設

(学校)

- 幼稚園 ・中学校
- ・高等学校 · 小学校 · 義務教育学校 · 中等教育学校 · 高等専門学校
- 児童福祉施設

 - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
 - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設

を置くもの)

- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- 児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等
- 特別支援学校 専修学校(高等課程

- 診療所 •助産所 等
- ※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画に その名称及び所在地が定められた施設です。

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあ る場合における**施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**た めに必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等 の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々 も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペ ースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

^{※「}避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載2016/102ますの運営責担事使成の象色指導の資料 ください。



市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を 市町村長へ報告する必要があります。
 - ▶ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
 - ▶ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。



避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して 安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警 戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施す ることが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です!



問い合わせ先

市町村地域防災計画(避難場所・避難経路など)・ハザードマップに関すること 施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒 区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理•国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理•国土保全局砂防部砂防計画課

TEL: 03-5253-8111(代表) URL: http://www.mlit.go.jp/mjzukokudo/index.html "

(H29,5,26)

社会保険(厚生年金・健康保険)への 加入手続きはお済みですか?

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が法律で義務づけら れています。(強制適用事業所)

> すべての法人事業所 (被保険者1人以上)

個人事業所 (常時従業員を5人以上雇用している)

- ※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
- ※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒 体斡旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社 会福祉事業の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となりま す。(サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。)
- ※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入するこ とができます。 (任意適用事業所)
- ○厚生年金保険・健康保険は、会社(事業所)単位で適用となります。
- ○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の 被保険者となります。
 - ① 正社員、法人の代表者、役員の場合
 - (a)週の所定労働時間が20時間以上、(b)勤務 期間が1年以上見込まれること、(c)月額賃金が 8. 8万円以上、(d)学生以外、(e)従業員50 1人以上の企業に勤務、以上の5つの要件を全 て満たす方の場合

被保険者の要件を満た しています。 直ぐに年金事務所に相 談しましょう。

③ パートタイマー・アルバイト等であって、週 30時間木満であつ(も、同し会在(事業 所)の正社員の1週間の所定労働の4分の3 以上働いている方の場合

(例:正社員が週40時間働いている場合に

週30時間以上働いている方)

被保険者の要件を満た す場合があります。

○適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先(日本年金機構) https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/





社会保険に加入するメリットは?

①保険料の半分は会社が負担します

・ 厚生年金保険や健康保険の保険料は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。 被扶養者の方の保険料負担はありません。

②老齢年金の給付額が増えます

• 厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給付がある ため、**給付額が増えます。**

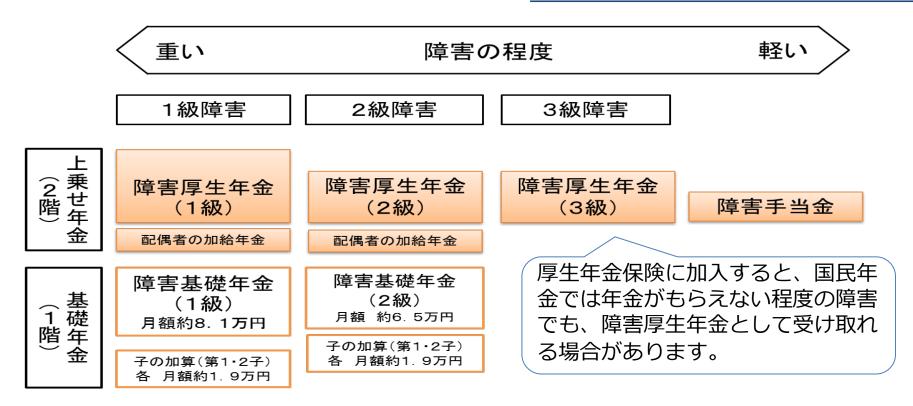
(モデルケース) 月収200,00円の場合

保障	食料負担(1月当た	- 9)	年金給	付の増加額(1年	当たり)
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9, 910円	18, 184円	28, 094円	13, 200円	263, 000円	526, 200円

[※]年金給付の増加額とは、厚生年金保険に加入した場合に増える額を指します。

③障害年金の給付が充実

厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの障害年金の給付額が増えます。



④遺族年金の給付が充実

- 国民年金に加入すると、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- 厚生年金保険に加入すると、なくなられた方の配偶者は、生涯、遺族厚生年金の 給付が受けられるので安心です。

⑤医療保険(健康保険)の給付が充実

健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、
 金の3分の2程度の給付があります。

(傷病手当金、出産手当金)

労働保険(労災保険・雇用保険)への 加入手続きはお済みですか?

加入義務について

◆ 次の事業場は、労働保険への加入が

法律で義務づけられています。(強制適用事業場)

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、 労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

- ※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
- ※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます。(任意加入制度)

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、

労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、 雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族、高校・大学等の昼間学生等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入するメリットは?

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険 労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、 病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者や遺族を保護**する ための給付等を受けられます。

※平成27年度は、<u>約62万人に新規の療養補償給付</u>等を行い、<u>約22万人に労災年金</u>を支給しました。



労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、 また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と 就職の促進**を図るための給付等を受けられます。

※平成27年度は、約121万人に新規の一般求職者給付(いわゆる失業手当)を行いました。

◆保険料の負担について

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、**
雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率(労災保険率+雇用保険率)から決まります。

※労災保険率および雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類 により異なります。

○適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先(都道府県労働局) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/pref.html



よくあるご質問

事業所を設立し事業を開始しましたが、社会保険(厚生年金保険・健康保険)や労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりませんか?

◇すべての法人事業所、または従業員を常時5人以上雇用している個人事業所(一部業種を除く)は、 社会保険に加入することが義務づけられています。また、労働保険は、常勤、パート、アルバイト、 派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業場は、加入することが義務 づけられています。

5人未満の個人事業者ですが、従業員が社会保険の加入を希望しています。加入できますか?

◇従業員の半数以上が社会保険の加入に同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより社会保険への加入が可能となります。

パートタイマー・アルバイト等も社会保険に加入の対象となるのでしょうか?

◇パートタイマー・アルバイト等でも、正社員の所定の労働日数、労働時間の4分の3以上働いている方は加入の対象となります。

年金受給権がある従業員は、厚生年金保険に加入しなくても良いですか?

◇適用事業所にお勤めで、加入要件を満たす働き方をしている方は、厚生年金保険については70歳、健康保険については75歳に達するまで加入する必要があります。

事業所が社会保険や労働保険に加入する手続はどうすればよいのですか?

◇社会保険は事業主からの届出が必要です。届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードいただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。労働保険は、事業主から管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に届出を提出していただくことが必要です。届出用紙は管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

社会保険や労働保険の加入手続きを怠っているとどのような問題がありますか?

(社会保険)

◇年金事務所から繰り返し加入指導を受けているにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、必要に応じて立入検査を実施し、職権により遡って加入手続を行い、保険料額を決定します。

(労働保険)

- ◇労働局等から指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定し、手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収します。併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。
- ◇事業主が、故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を事業主から徴収します。
- ◇雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票

加入している。 →下記のいずれかの書類の写しを提出してください。(提示も可)

加入状況

●社会保険料納入証明書

貴事業所の現状等について、下記の項目に回答してください。

I. 現在、厚生年金保険・健康保険に加入していますか。

●健康保険・厚生年金保険適用通知書

●保険料の領収証書

●社会保険料納入確認書

(該当する番号に〇を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

●健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

※上記書類を所持していない場合には事業所整理記号を下記に記載するのみで可。

(本社等にて加入手続が行われている場合も事業所整理記号を下記に記載するのみで可。)

2	現在、加入手続中	である	•	1	1	<u>l</u>								
	今後、加入手続を	·行う。												
3	(申請から3ヶ月以内	(申請から3ヶ月以内に適用要件(法人事業所または従業員5人以上の個人事業所)に該当する予定の場合を含む。) 平成 ()年 ()月頃に手続予定。(申請から3ヶ月以内の年月をご記入ください。)												
	平成()年(()	月頃に	手続予算	定。(申訂	青から3ヶ	,月以内 <i>(</i>	の年月をこ	ご記入くな	ださい。)				
4	適用要件に該当し	ない。	(個人事業	美所 (法)	人ではなし	小 事業所)	であって	て従業員だ	が4名以	下の場合。申請から3				
	ヶ月以内に適用要件に	該当する	予定がな	い。)										
5	適用要件に該当するか不明である。													
	(個人事業所(法人で)	まない事業	所) であ	って、正	社員と、	正社員以	外で1週	間の所定	労働時間	及び1ヶ月の所定労働				
	日数が同じ事業所で同]様の業務	に従事し	ている』	三社員の4	分の3以	上である	る者との台	計が5)	人以上か不明な場合。)				
Ⅱ.	現在、労働者災害	補償保	険・雇用	用保険に	こ加入し	ていま	すか。							
	(該当する番号に〇	を付し	てくだ	さい。ぇ	また、必	必要事項	をご記	入くだ	さい。)					
					加入	状況								
	加入している。	→下記	のいず	れかの	書類の	すしを摂	出して	くださ	い。(摂	是示も可)				
	●労働保険概算	・確定	保険料	申告書										
1	●納付書・領収	証等			●保障	食関係成	立届							
	※上記書類を所持し	ていなり	い場合に	は労働	保険番号	を下記し	こ記載す	るのみ	で可。					
	(本社等にて加入手	続が行る	われてい	る場合	も労働保	 険番号	を下記に	記載する	るのみで	可。)				
								I _ I						
2	現在、加入手続中	でなる												
			_	0					<i>+</i> => <i>=</i>	→ バセフロヘセヘム、				
3										定がある場合を含む。)				
_	平成()年(
4	適用要件に該当し					矢のみで剤	全宮、従著	業員(ハ−	ート・ア	ルハイトを含む)かい				
	ない、申請から3ヶ月				いない。)									
	等年月日 平成	牛	月	H										
	美所名称													
	美所所在地 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													
	±等法人番号													
	話番号 													
	事業主の皆様には、													
カ	「確認できない場合は	、厚生党	労働省か	らの依頼	頁に基づ	き、厚生	E労働省	に情報提	提供いた	します。				

※ 社会保険・労働保険の適用促進以外の目的では使用いたしません。

2019/10/17 運営責任者交代等集団指導 資料

請求関係について

1. 請求に関する注意事項

○受給者証の有効期間が切れてしまったまま、請求をあげているケースが散見されます。有効期限が切れている場合は、通所支援事業の支給決定がされておりませんので請求は通りません。また、更 新時に支給決定内容が変更されている場合もあるので、必ず確認をお願いします。

区役所から利用者あてに更新の手続き案内を行っておりますが、事業所のみなさまからも、ぜひ受 給者証の更新についてご案内をお願いいたします。

2. 重複請求・支給量超過について

○他の事業所の契約日数、契約曜日と利用状況を確認し、同日利用や支給量超過がないように調整をしてください。

※<u>合計支給量の超過があった場合は、対象児童の請求を全て否決させていただきます。事業所間で調</u>整を行い、次月以降再請求をしてください。

※1人の児童から、同じ日に通常請求と欠席時対応加算の請求が上がった場合は、両方の請求を否決 します。

過年度の分についても、確認を依頼する可能性があります。必要に応じて、過誤再請求をお願いします。

3. 平成30年度からの請求について<資料3-5>

○平成30年度から、審査支払事務の見直しにより、審査機能が強化されました。

「警告(重度)」はエラーメッセージ文頭に「▲」が、今後エラーへ移行する予定の警告については 文頭に「★」が付きます。順次エラー移行が行われる予定です。

○請求内容の誤りによる返戻を防ぐためにも、<u>仮点検の活用</u>をお願いします。

仮点検:各月5日~8日頃実施。点検結果が返却されるので、その結果を確認後、修正を行い、 再度請求をあげてください(10日まで)。

4. 上限管理について

○1人の児童が複数の事業所を利用している場合は利用者負担額の上限管理が必要になります。「障害 福祉情報サービスかながわ」に「上限額管理事務マニュアル (v4.0)」が掲載されておりますので、 再度、ご確認をお願いします。

【上限管理日程(原則)】

~3日:関係事業所が「利用者負担額一覧表」を上限管理事業所へ提出

~6日:上限管理事業所が「利用者負担上限額管理結果票」を関係事業所へ提出

※他事業所の請求に影響が出ますので、期日は必ず守ってください。

【資料掲載場所】(障害福祉情報サービスかながわ内)

書式ライブラリ→8.障害者総合支援法・児童福祉法等に関する情報

→1 【H24 年 10 月以前】障害者総合支援法に関するお知らせ(事業者向け)

アドレス: http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L Result2.asp?category=6&topid=11

5. 実績記録票の送付方法について【!全事業所必須!】<資料3-6>

○実績記録票は、サービス提供月の翌月末までに、提出をしてください。

未提出の事業所が散見されます。期日までの提出をお願いいたします。

※原本は事業所で保管してください。

6. 過誤について

○国保連への請求後、内容の誤りに気付いた場合や、横浜市からの実地指導の結果、請求内容に変更が 生じた場合は、過誤(すでに請求を行ったものの取り下げ)後、再請求する必要があります。 過誤では、一度、対象の請求を全て取り下げますので、再請求では不備のないように全ての請求を あげてください。(加算のみの取り下げ等はできません。)

○過誤申立書の「サービス提供年月」には過誤をする請求月を、「審査年月日」請求をした月を記載 してください。

※請求で「エラー(返戻)」になったものは、過誤の必要はありません。

○過誤申立について、令和元年7月より、電子メールで受け付けております。様式も変更になりましたので、「障害福祉情報サービスかながわ」でご確認ください。

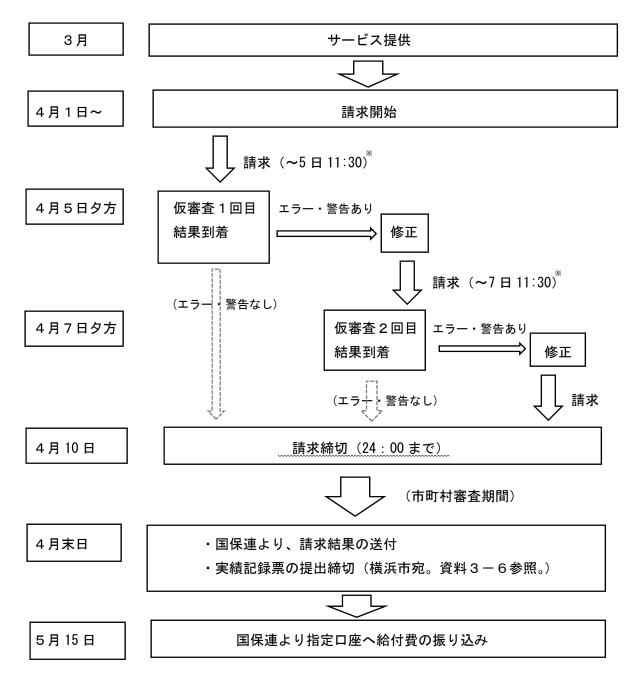
【過誤申立書掲載場所】(障害福祉情報サービスかながわ内)

書式ライブラリ→2.横浜市からのおしらせ

→⑤新規指定等・体制届に関する申請様式(児童福祉法)

アドレス: https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT62N88.xlsx

【請求の流れとスケジュール】(例:3月サービス提供分)



※仮審査のスケジュールは月によって前後する可能性があります。

- 〇仮審査の結果を受けて請求を修正する場合は、一度取り下げてから修正を行ったうえで、再度請求をあげてください。
- 〇上限管理事業所が入っている児童については、仮審査1回目に間に合わない可能性がありますので、仮審査2回目をご活用ください。

【上限管理日程(原則)】

~3日:関係事業所が「利用者負担額一覧表」を上限管理事業所へ提出

~6日:上限管理事業所が「利用者負担上限額管理結果票」を関係事業所へ提出

【よくある警告及びエラー】

(1) 警告(※から始まるもの。一部を除き、請求は通ります。)

エラーコード	メッセージ	確認及び修正事項
EG28	※資格:請求明細書の「契約支給	なし。
	量」が受給者台帳の「決定支給量」	実際の利用日数が決定支給量に収まっていれば請
	を超えています	求は通ります。
EG61	※資格:該当サービスの事業所と	なし。
	の契約期間が受給者台帳の支給決	利用月が支給決定期間内であれば、請求は通りま
	定有効期間内ではありません	す。
EL08	※資格:請求明細書のサービス開	該当児童の利用日数及び決定支給量を確認してく
	始日等の「利用日数」が受給者台	ださい。
	帳の「決定支給量」を超えていま	複数事業所を使っている場合は、該当事業所全て
	す	に同じメッセージが出ます。利用日数が決定支給
		量内に収まっていない場合、横浜市審査で該当児
		童の請求を全て否決します。
		例)児童名:横浜 太郎
		支給決定日数:10日
		A事業所:5日利用、B事業所:6日利用
		→合計 11 日
		⇒太郎くんのA事業所とB事業所の両方の請
		求を否決
		※返戻メッセージ:
		「支給量オーバーにより否決します」

(2) 警告重度(▲から始まるもの。一部を除き、請求は通ります。)

エラーコード	メッセージ	確認及び修正事項
EG37	▲資格:利用者負担上限月額が障	利用者負担上限月額が、請求内容と受給者証で異
	害児支援受給者台帳の「利用者負	なっています。内容を再度確認し、修正をしてくだ
	担上限額情報·利用者負担上限月	さい。(受給者証更新のタイミングで出ることが多
	額」と一致していません	いです。)
		★過去分に関しても、誤りが発覚した場合は、過誤
		再請求の手続きを行い、利用者への微収や返金
		対応が必要になります。

(3) エラー (無印。請求は通らず、返戻となります。)

エラーコード	メッセージ	確認及び修正事項
EG13	資格:受給者台帳にサービス提供	請求が支給決定内容と合っているか確認してくだ
	年月時点で有効な受給者の支給決	さい。重心の決定を受けている児童で、重心以外の
	定情報が登録されていません	事業所に通っている場合は、
		児童の決定情報は「重心」、サービス内容は「重心
		以外」で請求を行う必要があります。
EG12	資格:受給者台帳にサービス提供	受給者証番号、市町村番号、支給決定期間を確認し
	年月時点で有効な受給者の利用者	てください。
	負担上限月額情報が登録されてい	※受給者証番号は18歳の誕生日の翌月から変更に
	ません	なる場合があります。
EG01	資格:受給者台帳にサービス提供	※市内での引っ越しでも、区が変更になった場合
	年月時点で有効な受給者の認定情	は市町村番号が変わります。
	報が登録されていません	
EG17	資格:上限額管理対象外の受給者	上限管理の事業所が登録されていない、もしくは、
	です	上限管理の適用期間外の可能性があります。(受給
EG09	資格:受給者台帳にサービス提供	者証の上限管理事業所欄が空欄または適用期間
	年月時点で有効な受給者の利用者	外。)
	負担上限額管理情報が登録されて	上限管理が必要な児童であれば、保護者に手続き
	いません。	状況をご確認ください。
EE68	受付:障害児施設台帳にサービス	上限管理の事業所番号を誤って入力している可能
	提供年月時点で有効な上限額管理	性があります。入力ミスがないか、再度ご確認くだ
	事業所の指定情報が登録されてい	さい。
	ません	※上限管理事業所が法人変更を行った場合、事業
EG05	資格:請求情報の上限額管理事業	所番号が変更になっています。
	所番号が受給者台帳の「利用者負	
	担上限額情報·上限額管理事業所	
	番号」と一致していません	
PP08	上限額管理結果票に存在しない事	上限管理結果票のみ返戻となります。(請求は通り
	業所の請求明細書があります	ます。)
		上限管理結果票内の事業所番号を修正し、上限管
		理結果票のみ、次月再度送信してください。

実績記録票の提出方法について

その実績記録票は、 サービスを提供した場合、必ず利用日当日に確認印(もしくはサイン)を保護者よりもらってください。また、 サービス提供月の翌月末までに、

- ① 白黒コピーの郵送
- ② スキャンしてPDF化したものを、専用の提出フォームから送付

のどちらかの方法で利用者全員分提出してください。送付前に、「放課後デイ・児童発達支援実績記録票チェックシート」を活用 し、不備のないようにお願いします。

【白黒コピーの郵送の場合】

ある 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

※封筒に赤字で「○月分実績記録票在中」と記載してください。

【PDFを専用の提出フォームから送付する場合】

https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=jisseki

- ・上記のアドレスにアクセスしてください。
- PDFのパスワード設定は不要です。
- 電子データは10メガバイトに収まる形で送付してくださ
- (事業所番号と受給者証番号は読み取れるようご注意ください)。10メガを超えてしまう場合は分割または圧縮して登録してください。
 - これがノイン歩と川上り、ことが、大学ノイン歩と川上の一をつれ
 - その他、フォームの指示に従ってください。

横浜市: 放課後デイ・児童発達支援実績記録票チェックシート

13/								
			チェック項目 	チェック欄				
		ア	利用月に誤りはないか(違う月の物が混入していないか)					
		1	受給者証番号は記載されているか(先頭「〇」も記載)					
1	基本事項の記載はあるか (事業所が責任をもって	ウ	保護者及び利用児童氏名はあるか					
'	記載すること)	エ	事業所番号は誤っていないか。記載されているか					
		オ	契約支給量に変更はないか					
		カ	事業所番号は記載されているか					
	欠席時対応加算が算定され	つる場	- 合のみ「欠席」と書かれているか					
2	※欠席をしていても加算	草を算り	定しない場合、それが分かるように記載					
3	提供形態(1:放課後 2	2:学	校休業日 等)が記載されており、誤りがないか					
4	開始時間・終了時間に誤りはないか							
5	送迎回数は合っているか(送迎加算の算定回数と一致しているか)							
6	家庭連係加算・事業所内相談支援加算・訪問支援特別加算・特別支援加算・ 6 医療連携体制加算・延長支援加算・関係機関連係加算 を算定する場合、その旨を記載しているか							
7	保護者印に漏れはないか。	鮮明	こ押されているか					
	※コピーまたはデータ(として:	も鮮明にうつっているか					
	提出枚数(人数)に誤りに	はない	か 【登録児童 人 提出 枚】					
8	※必ず全員分をそろえて	て、翌月	目末までに提出すること。					
9	(郵送の場合)送付する	実績記録	録票は白黒コピーか。					
	※原本は事業所で保管し	ノてくだ	ださい。					
		ア	PDF、画像またはZIP圧縮ファイルになっていますか					
	提出フォームから	1	パスワード設定がされてませんか(設定不要です)					
10	PDFデータを送る場合	ウ	1ファイル容量は10MB以下ですか					
			※10MBを超える場合は分割し、別々に提出フォームから送ってください。					
	提出フォームアドレス http	os://wv	ww.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?a	ics=jisseki				



横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

放課後等デイサービスにかかる報酬区分の適用について

放課後等デイサービスについては、平成30年4月から新たな報酬区分が導入されましたが、 平成31年度以降の報酬区分の算定について国から通知が発出されました。

このことを踏まえ、横浜市での「放課後等デイサービスに係る指標該当の判定」の取り扱 いを整理しましたのでお知らせします

【「放課後等デイサービスにかかる報酬区分の適用について」通知の概要】

(2019年4月以降の報酬区分の適用について)

①2018 年 10 月 1 日から 2019 年 3 月末までの 6 か月の延べ利用児童数の実績に基づいて、 2019年4月以降の報酬区分を判断すること。

1 具体的な算定について

(1)算定方法

平成30年6月以降、受給者証の更新の都度、受給者証に該当、非該当について表示して います。新しい受給者証に記載されている区分をもとに、実績を入力ください。

30年度中に更新された児童については、更新前・更新後ともに、新しい受給者証の区分 を適用します。

(例)



(31年度の報酬区分算定上は、すべての期間で指標非該当)

- ・みなし運用は30年度限りのため、更新後の受給者証の区分で利用実績をもとに31年 度の報酬区分を算定します。
- ・例の場合、10月1日から3月31日までの利用実績は指標非該当で利用実績を算定しま す。
- ※横浜市では平成30年度は、受給者証の更新までは手帳の区分に基づいて指標該当を判定 する暫定運用を行っていました。そのため、更新前の受給者証に指標該当の有無の表示 がありません。そのため、更新前の受給者証に指標該当の有無が無い場合、新しい受給 者証の区分により、すべての期間を判定してください。

(2) その他個別に確認をする必要があるケース

(ア) 平成31年4月1日更新の児童について

平成31年4月1日更新の児童については更新後の受給者証の区分を平成30年度の 区分として適用ください。

(例)



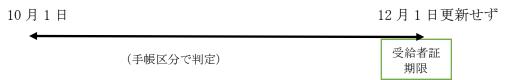
(31年度の報酬区分算定上は、すべての期間で指標非該当)

・31年4月1日の新しい受給者証が非該当の場合、10月1日から3月31日までの利用実績は指標非該当で利用実績を算定します。

(イ) 平成30年度で障害児通所支援事業の利用が終了する児童

受給者証の更新が無いことから、区分の判定を行っていません、そのため、手帳の 区分に基づいて区分判定をお願いします。

(例)



・10月1日から11月30日までの利用実績は利用児童の手帳の区分で判定してください。

2 新規事業所について

新規指定を受けた事業所については、<u>指定後3か月経過後に、3か月間の延べ利用児童数の</u> <u>実績に基づいて区分を判定し、指定時に横浜市に提出した区分と変更がある場合は、変更届等</u> <u>を提出してください。なお、指定後1年経過後にも同様に12カ月間の延べ利用児童数の実績に</u> 基づく区分の判定が必要となります。

平成31年4月の体制届の際の報告事項と指定時期での考え方は以下の通りです。

30年9月指定以前の事業所は、10月1日から3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて判定してください。

	30年 31年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
30年10月指定				A			1月時点の区分判定結果を体制 届で報告			
30年11月指定					A		2月時点の区分判定結果を体制 届で報告			,
30年12月指定						A	3月時点の区分判定結果を体制 届で報告			
31年1月指定							A (3か月分の実績で区分判 定。判定結果を体制届で報告)			
31年2月指定								A		
31年3月指定							指定時の区分を体制届で報告		A	
31年4月指定										A

A 3か月分の実績で区分判定。区分の変更があれば変更届提出

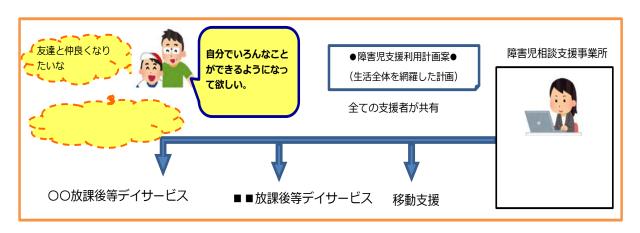
障害児相談支援への対応について

1 障害児支援利用計画における障害児相談の目的とサービス利用のながれ

(1) 障害児相談の目的

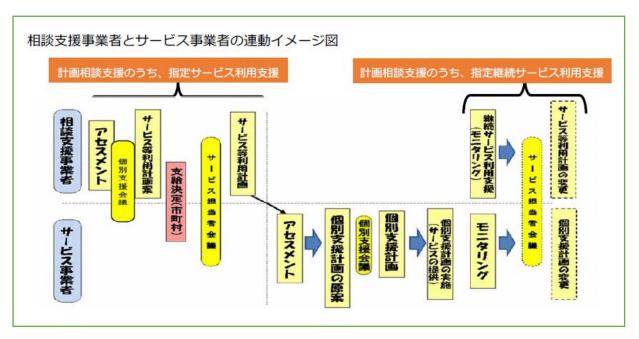
- ○障害児相談支援とは、障害児及び保護者に必要な情報の提供及び助言を行い、市町村及び 障害児通所支援事業者等との連絡調整等を総合的に行うことを言います。
- 〇その中で、<u>作成される「障害児支援利用計画」</u>は、生活全体を通した児童の希望や目標、 希望を実現するための課題や必要な社会資源(制度・サービスなど)を記載するものであ り、<u>児童本人、保護者、障害児通所支援事業者等が同じ方向を向いて活動していくための</u> 指針となるものです。

【障害児支援利用計画のイメージ】



(2) サービス利用の流れ

○障害児相談支援事業所を利用している児童の場合、<u>相談支援専門員が作成する障害児相談支「障害児支援利用計画案」を区役所に提出し申請します。区役所では提出された「障害児支援利用計画案」をもとに、支給決定します。</u>



(障害児の場合、上記の「サービス等利用計画」を「障害児支援利用計画」に読み替えます。

裏面有

2 横浜市における現状と経過

平成27年度から障害児通所支援事業等の利用者に対する支援の一環として、全申請者に障害児支援利用計画の提出が必須となっています。本市では相談支援事業所の不足等により障害児・者ともに、「意向確認書」をサービス等利用計画に代わるものとして取り扱い、サービスの支給決定をしていますが、平成30年度末において、意向確認書は廃止となります。

3 31 年度以降の対応について

従来の意向確認書の作成支援と同様に、保護者が「横浜市こどもサポートプラン」を作成 する際には必要に応じて各区障害児支援担当による従来と同様の支援を予定しています。

4 横浜市こどもサポートプランについて

- ・別添【資料 4-2】のとおり
- ・児童と保護者が将来希望する暮らしを実現するために、必要な支援について、児童の意向 を踏まえて、保護者が記入する様式としています。
- ・横浜市の支給決定にあたっては、相談支援専門員による障害児相談支援と同様に、保護者 の作成する「横浜市こどもサポートプラン」の内容を確認します。その中で、支給決定に 際し必要な情報が不足しているようであれば、修正を求めます。

5 留意事項

(1) 相談支援事業所との連携について

障害児相談支援事業所が作成する<u>「障害児支援利用計画」</u>は利用児童のサービス提供の指針となるものです。個別支援計画の作成にあたっては、<u>「障害児支援利用計画」をふまえた内容としてください。</u>また、必要に応じて事業所での様子を障害児相談支援事業所に伝えたり、障害児相談支援事業所からの問い合わせに対応するなど、連携して児童の支援にあたってください。

(2) 横浜市こどもサポートプランについて

横浜市こどもサポートプランは保護者が作成するセルフプランです。個別支援計画作成 時のアセスメントの際等に必要に応じて内容を確認してください。

保護者から記載について相談があった場合は、記載の考え方を伝えるなど、必要に応じて支援をお願いします。

(3) サービス利用に必要な書類の変更について

サービス利用にあって、意向確認書が廃止になること及び横浜市こどもサポートプランが開始となることについて、利用者向けのチラシを作成しました。4月上旬に各事業所に送付させていただきますので、利用者むけのチラシの配布についてご協力くださいますようお願いいたします。(連絡帳のやり取りや請求書のやり取りの際に、あわせて配布をお願いします。)(資料 4-3 参照)

横浜市こどもサポートプラン

記入日: 年 月 日

児童氏名: (平成 年 月 日生)

(↓いずれかにチェックしてください。)

- □ 障害児支援利用計画(案)の作成について障害児相談支援事業所が見つからないため、今回は自ら横浜市こどもサポートプランを作成します。障害児相談支援事業所が見つかり次第、依頼することを希望します。
- □ 障害児通所支援事業等の利用にあたり、障害児支援利用計画(案)に代わるものとして横浜市こどもサポートプランを自ら作成することを希望します。

この「横浜市こどもサポートプラン」は利用児童の現状の暮らしの中で必要なサービスと将来希望する暮らしを実現するため に必要なサービスについて計画するものです。障害児通所支援事業は、児童が持っている力を引き出し、のばしていくことを支 援するサービスです。児童の希望をふまえて、それぞれの将来の自立した暮らしを想像して、そのために必要なサービスを記 入してください。また、児童の生活については福祉サービスだけでなく、習い事や部活動など、児童の生活全体について記入し てください。

児童本人	が将来	希望する	暮らし	_

できるだけ児童本人に聞き取り等して記入してください。わから

2 保護者(家族)が希望する児童の将来の暮らし今の時点で希望する、1年後の暮らし方
社会に出てからの暮らし方(働き方)
(現時点で希望する暮らし方を記入してください。わからない場合は「未定」と記入してください。)

ない場合は、本人の気持ちを尊重して保護者の方が記入してください。

3 ●今の暮らし● ~日中の過ごし方、利用しているサービスなどについて教えてください~ 【日中の過ごし方】 □ 学校等に通所・通学している 调 В 名称 学校等に在籍していない 【放課後・余暇等の過ごし方】 □事業所を利用している □ 余暇を楽しんでいる、又は外出している 调 Н 事業所1「) 週 内容) 事業所2〔 週 家で過ごしている 调 日) 事業所3 週 日 □通院している 週·月

4 ●児童本人が将来希望する暮らしに近づくために、これから児童に対して特に必要なこと●

(児童の進路や社会に出てからの生活を考えた際に、児童に対して特に必要と思うことを記入してください) (例)「少しずつ、身の回りのことを自分でできるようになって欲しい」、「お友達と仲良く一緒に遊べるようになって欲しい」など)

5 ●ご家庭で取り組んでいくこと●

(④を実現するために、家庭等で取り組むことを記入してください。) (例)「自分でできることを増やせるよう、日々の生活で、徐々にできるように応援する。」など) ●サービス提供事業所に手伝ってほしいこと●

(④を実現するために、事業所に希望する支援内容を記入してくださ 」、)

・(例)「集団での遊びや生活経験を通じて、大人や他児童とのコミュニケーションをとれるようにして欲しい」など

(裏面 有)

6

<u>) </u>	●趣味、好きなこと、	苦手なこと	5●	(該当項目がある	場合は記入して下	:さい)	
	趣味〔)
	好きなこと()
	苦手なこと()
_	<u>-</u>						
)	●一週間の計画表(希望	:も含む)●	_				_
00	月 岁	火	水	木	金	土	E
00							-
00							
:00						<u> </u>	-
:00							<u> </u>
:00							
:00					_	<u> </u>	
							<u> </u>
:00							
:00		_					
:00							<u> </u>
00							
				$\overline{+}$			<u> </u>
00							
:00							<u> </u>
)	●利用したい福祉サー	ビスの種類	真と頻度・	· 量・目的● 			
	児童発達支援	週	回和	利用目的:			
	医療型児童発達支援	週	回乘	利用目的:			
	放課後等デイサービス	週	回 乖	利用目的:			
	保育所等訪問支援	月	回≉	利用目的:			
	ホームヘルプ(居宅介護)	週	回 利	利用目的:			
	移動支援	月・週	回 利	利用目的:			
	短期入所	月	日和	利用目的:			

その他の事項

上記の内容は、児童の希望を踏まえて、又は児童の気持ちを尊重して、将来希望する暮らしの実現のために作成した計画です。

保護者氏名

*自筆の場合は押印不要です。

確認日	確認者		
			2欠小小
2019/10/17	連営責任者交代等集	凹拍导	負科

障害児通所支援事業ご利用のてびき

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)や障害福祉サービスをご利用の際には、サービスの申請書とともに、A 障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する

「障害児支援利用計画案」

または

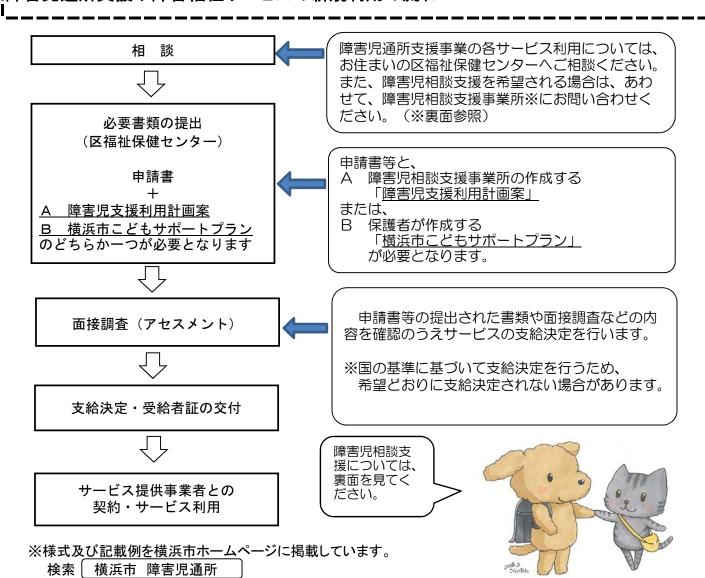
B 保護者が作成する

「横浜市こどもサポートプラン」

を区役所に提出していただく必要があります。

このてびきでは、障害児通所支援や障害福祉サービスの利用を希望している方むけに、障害児相談支援の目的や手続き等について説明します。

障害児通所支援や障害福祉サービスの新規利用の流れ



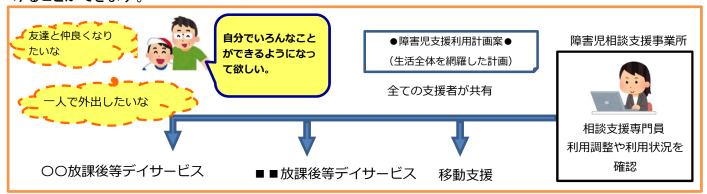
A 障害児支援利用計画案、B 横浜市こどもサポートプラン のどちらか一つが必要となります。

A 障害児相談支援の利用について(障害児支援利用計画案について)

障害児相談支援でしてもらえることは?

障害児相談支援事業所には、相談支援専門員が配置され、福祉サービスの利用を希望している方の希望する暮らしの実現に向けて、一緒に取り組みます。相談支援専門員に依頼した場合は、障害児支援利用計画案の作成だけでなく、サービスの利用調整や利用状況の確認(事業所訪問)、サービスについての情報提供など、必要な支援を受けることができます。

いての情報提供など、必要な支援を受けることができます。 また、サービスの利用調整だけでなく、児童の成長や社会に出てからの生活など、総合的な相談を受けることができます。



障害児相談支援を利用するにはどうしたらいいの?

- 〇障害児相談支援事業所による支援を受ける場合は、各区福祉保健センターで障害児相談支援の支給決定を 受けたうえで、障害児相談支援事業所と契約する必要があります。
- 〇障害児相談支援事業所の一覧を横浜市のホームページに掲載していますので、各事業所に空き状況等を お問い合わせください。

(横浜市では、障害児相談支援事業の拡充に向けた取り組みをしていますが、福祉サービスの利用児童数に対して、障害児相談支援事業所数等が充分ではありません。このため、相談支援専門員による相談支援を利用したくても、すぐに利用できない場合があります。)

横浜市ホームページURL(こども青少年局障害児福祉保健課のページ) http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/fukushi-hoken/

B 自ら作成を希望される場合や事業所が見つからない場合で、 R護者が作成する「横浜市こどもサポートプラン」について

保護者が自分で作成することを希望する場合や、相談支援事業所が見つからない場合については、「横浜市こどもサポートプラン」を作成し、障害児通所支援等の支給決定の手続きの際に区福祉保健センターにご提出いただきますようお願いします。

なお、「横浜市こどもサポートプラン」の書き方について、別添の記載例を参照いただくとともに、ご 不明な点がありましたら区福祉保健センターにお問い合わせください。



「横浜市こどもサポートプラン」とは?

保護者が作成する、こどものためのプランです。こどもが希望する将来の生活のために、 今必要な支援や将来のために準備しておきたいことを毎年作成します。

今後相談支援専門員に相談支援を依頼する時に、こどもの希望やサービス利用の際に 配慮してもらいたいことなどを伝える準備としてもご活用ください。

様式及び記載例を横浜市ホームページに掲載しています。 検索 横浜市

横浜市 障害児通所

横浜市こどもサポートプラン(記載例)

<u>記入日:平成 31 年 4 月 1</u>日

児童氏名: 横浜 みらい (平成 20 年 10 月 10 日生)

	『にチェックしてください。)
--	----------------

□ 障害児支援利用計画(案)の作成について障害児相談支援事業所が見つからないため、今回は自ら横浜市こどもサポートプランを作成します。障害児相談支援事業所が見つかり次第、依頼することを希望します。

□ 障害児通所支援事業等の利用にあたり、障害児支援利用計画(案)に代わるものとして横浜市こど

もサポートプランを自ら作成することを希望します。

いずれかに必ずチェックをしてください。

児童の希望を踏まえた、児童が将来希望する暮らし (好きな体験など)を記入してください。

(1)については、児童本人が記入してもかまいません。



保護者の考える、1年後の暮らし方と社会に出てからの暮らし方を記入してください。今の時点でわからない場合は、未定と記入してください。

児童本人が将来希望する墓らし

例① パン屋さんで働きたい

例② 外ですごすのが好きだから、たくさん外で遊びた い

できるだけ児童本人に聞き取り等して記入してください。わからない場合は、本人の気持ちを尊重して保護者の方が記入してください。

2 保護者(家族)が希望する児童の将来の暮らし 今の時点で希望する、1年後の暮らし方

例① 今よいも、お友達と仲良くできるようになってほしい

例② 来年は中学生になるので、 新しい暮らしになれてほしい

例③ 今の暮らしを続けたい

社会に出てからの暮らし方(働き方)

例① グループホームなどで、自分らしく生活してほしい

例② 引き続き自宅から、 就労支援などを受けて、 生活してほしい

例③ 本人にあった場所と、好きなことを見つけて生活して ほしい

(現時点で希望する暮らし方を記入してください。わからない 場合は「未定」と記入してください。)

3 ●今の暮らし● ~日中の過ごし方、利用しているサービスなどについて教えてください~

【日中の過ごし方】☑ 学校等に通所・通学している 合計で7日にあわせる必要はありません。 调 5 В 名称 ●学校 ・欄が足りない場合は余白に記入してください。 □ 学校等に在籍していない 【放課後・余暇等の過ごし方】 ☑ 事業所を利用している ☑ 余暇を楽しんでいる、又は外出している 调 Н 事業所1 〇〇放課後等デイサービス) 週 2 日 内容

□通院している (週・月 日)

4 ●児童本人が将来希望する暮らしに近づくために、これから児童に対して特に必要なこと●

少しづつ、身の回りのことを自分でできるようになってほしい

(児童の進路や社会に出てからの生活を考えた際に、児童に対して特に必要と思うことを記入してください) (例)「少しずつ、身の回りのことを自分でできるようになって欲しい」、「お友達と仲良く一緒に遊べるようになって欲しい」など)

(5) ●ご家庭で取り組んでいくこと●

自分でできることを増やせるよう、日々の 生活で徐々にできるように応援する

(④を実現するために、家庭等で取り組むことを記入してください。) (例)「自分でできることを増やせるよう、日々の生活で、徐々にできるように応援する。」など)

6 ●サービス提供事業所に手伝ってほしいこと●

集団での遊びなどを通じて、コミュニケーションをとれるようにしてほしい

(④を実現するために、事業所に希望する支援内容を記入してくださ

(例)「集団での遊びや生活経験を通じて、大人や他児童とのコミュニケーションをとれるようにして欲しい」など

(裏面 有)

<u> </u>	●趣味、好きなこと、苦手なこと● (該当項目がある場合は記入して下さい)趣味 [好きなこと [音楽を聞きながら体を動かすこと]									
□ 苦手なこと(
	●一週間の計画	表(希望も含む)	•				今の暮らし(現状	:)ではなく、希望する い。	1週間の計画につ	
4:00	月	火	水		木		国の基準に基づい Eされない場合が	ヽて支給決定を行うた。 あります。	め、希望どおりに支糸	
6:00	起床・朝食	起床・朝食	起床・草		起床・朝食		起床・朝食	起床・朝食	起床・朝食	
8:00	登 校	登校	登析	*	登 校		登 校			
10:00					• • · · · · · ·		• • · · · · · ·	■■教室		
12:00	●●学校	●●学校			●●学校		●●学校			
14:00	- 00			-		Н	00			
16:00	放課後等	自宅	放課後キスクラ		自宅		OO 放課後等 デイサービス			
18:00					20					
20:00			-	,	夕食 へ浴・就寝	_		1		
22:00										
0:00										
2:00										
4:00			1			-			1	
9)	●利用したい	塩祉サービスの	種類と頻度	・量・E	的●			「る福祉サービスだ! 「記載する必要はあ		
	児童発達支援	週	回	利用目的	:		○1週間の計画 こちらに記入	表には入らない、福 してください。	祉サービスについ	
	医療型児童発達支	援週		利用目的	:					
Ø	放課後等デイサー	ビス 週	2 🗓	利用目的	集団	療者	f、余暇支持	 E		
	保育所等訪問支援	月	回	利用目的		1.50		-		
	ホームヘルプ(居宅	(介護) 週	回	利用目的:						
	移動支援	月・週	回	利用目的:						
	短期入所	月	日	利用目的	:					
	日中一時支援	月	日	利用目的:						
	その他() 月∙週		利用目的:					
0)				その他の	の事項					
رو				C 07 120	· T X					

上記の内容は、児童の希望を踏まえて、又は児童の気持ちを尊重して、将来希望する暮らしの実現のために作成した計画です。

保護者氏名	惧伏	からい	刷
		*	 自筆の場合は押印不要です

確認日	確認者	
2019/10/17	運営責任者交代等集団指	導 資料

横浜市からのお知らせ

児童発達支援/放課後等デイサービス 等をご利用の方へ

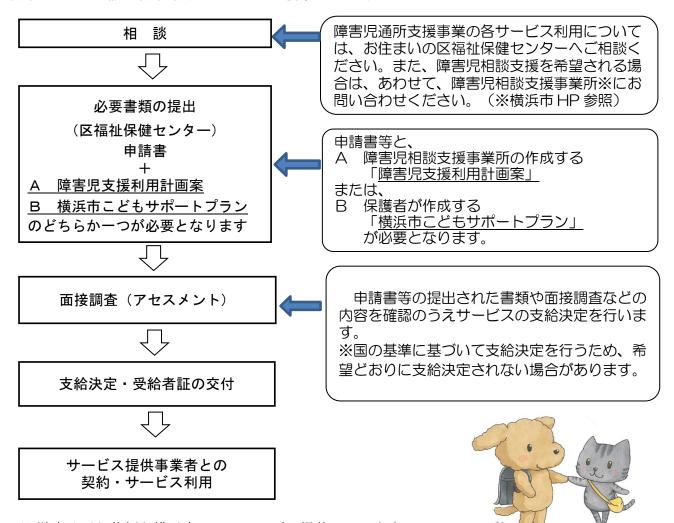
平成 31 年4月から必要書類が変わりますが、 サービスが利用できなくなることはありません

平成31年4月以降、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援(以下「障害児通所支援」とします。)を申請の際には、これまでの意向確認書に代わり、

- A 障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する「**障害児支援利用計画案」** または
- B 保護者が作成する「**横浜市こどもサポートプラン**」

のいずれかを、障害児通所支援の申請書とともに、お住いの区福祉保健センターに提出していただく必要があります。なお、今回の変更によって、現在利用している、障害児通所支援が利用できなくなることはありません。<u>障害児通所支援の新規・更新の申請時に各区福祉</u>保健センターからご案内しますので、その際に確認していただきますよう、お願いします。

障害児通所支援や障害福祉サービスの新規利用の流れ



※様式及び記載例を横浜市ホームページに掲載しています。

検索 横浜市 障害児通所

■参考 「横浜市こどもサポートプラン」イメージ (おもて)



(56)



※詳細は横浜市 HP をご確認ください。

■手続きに関するお問合せ先:各区福祉保健センター

X	窓口	連絡先	X	窓口	連絡先
鶴見	こども家庭支援課	510-1839	金沢	こども家庭支援課	788-7772
神奈川	こども家庭支援課	411-7113	港北	こども家庭支援課	540-2320
西	高齢・障害支援課	320-8417	緑	こども家庭支援課	930-2432
中	こども家庭支援課	224-8199	青葉	こども家庭支援課	978-2457
南	こども家庭支援課	341-1152	都筑	こども家庭支援課	948-2321
港南	こども家庭支援課	847-8457	戸塚	こども家庭支援課	866-8468
保土ケ谷	こども家庭支援課	334-6353	栄	こども家庭支援課	894-8959
旭	こども家庭支援課	954-6117	泉	こども家庭支援課	800-2448
磯子	こども家庭支援課	750-2439	瀬谷	こども家庭支援課	367-5703

■制度全般に関するお問合せ先

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

(電話) 671-4278 (FAX) 663-2304

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 平成31年3月作成

事業所自己評価について

障害児通所支援事業所は、児童福祉法において「提供する支援の質を評価すること」「質の向上に努めること」が責務となっており、サービスの質の向上を図るためのひとつの方法として自己評価を実施することが義務付けられています。また、平成 31 年 4 月以降は、自己評価の分析結果、改善案の公表が未実施の場合、自己評価結果等未公表減算が適用されます。

横浜市版放課後等デイサービスガイドラインには、巻末に「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を掲載していますので、自己評価の際に活用していただくようお願いします。

1 自己評価の流れ

ステップ1 保護者等による評価

- ・利用者・保護者の話を聞く、声をひろいあげていく
- 保護者が事業所をどのようにみているかを知る

評価

ステップ2 職員による自己評価

- ・従業者が日頃の支援で考えていることを集める
- ・提供しているサービス内容に満足しているか

ステップ3 事業所内での分析・協議→改善案の検討

・保護者評価と事業所評価のずれ・共通点を分析 保護者と事業所の間で共通している、相違している意見はどこで、それはなぜか



- 利用者・職員の声を聞いて運営ができているか
- 分析や協議の結果出てきた改善目標の設定



ステップ4 分析結果・改善案の公表

- 利用者⇒事業所の取組を知ることができる
- 利用を考えている保護者⇒事業所を選ぶ参考にできる
- ・地域➡社会資源を知ることができる

【公表内容の参考例】

- * 事業所独自の基準を設けている
- * 各チェック項目の取り組み方法について細かく説明を入れている
- * 改善目標や工夫している点を入れている
- * 改善点をグラフなどで分析している
- * 保護者からの総合意見と意見要望の記述に関して、事業所としての考えを回答している

≪注意!≫<u>保護者評価や自己評価の集計結果を公表しているだけでは不十分です。別紙自己評</u> 価シートを参考に分析結果や改善の取り組みの内容を公表してください。





ステップ5 目標に沿って支援を改善

- ・改善の取組ができているか
- ・評価が思わしくなくても、どう考えて、改善しているかで、保護者の満足度を得られるか変わってくる

まとめ

- * 日頃から利用者や保護者の声をうけとめられるように。
- * 利用者・保護者が満足し、従業者も自信を持って提供できる、さらに第3者がみても納得・理解できる支援を
- * 開かれた事業所運営を

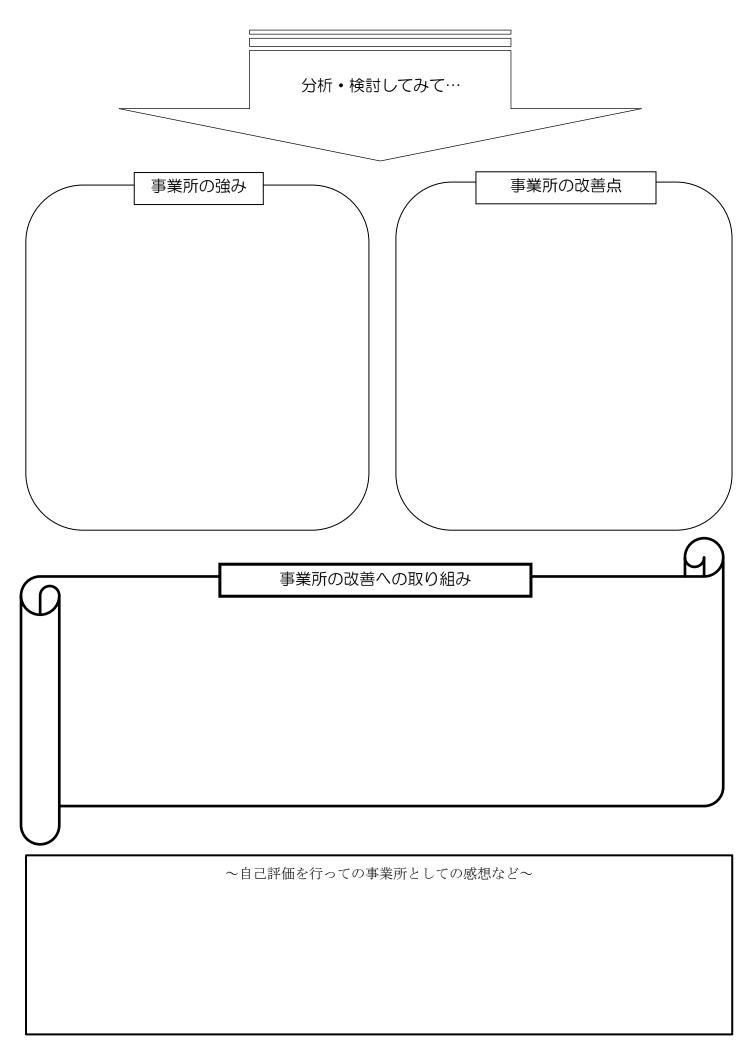
2 自己評価結果等未公表減算の適用について

平成31年4月より、自己評価の分析結果・改善案の公表が未実施の場合、自己評価結果等未公表減算が適用されます。自己評価の公表状況を届け出る必要がありますので、以下の通り届け出をお願いします。

	自己評価結果公表の期限	自己評価結果の届け出時期
平成 30 年4月までに	平成 31 年 3 月末まで	平成 31 年度体制届提出時
指定を受けている事業所	平成31年3月末また	(平成31年4月)
平成30年5月以降に	双成 20 年 2 日本主では4	亚成 22 年度休制足担山時
指定を受けた事業所	平成 32 年 3 月末まで*1 	平成 32 年度体制届提出時

- *1 自己評価結果の公表期限は平成32年3月末までですが、事業開始1年後程度をめどに自己評価に取り組み、結果を公表するようにしてください。
- *2 自己評価結果等未公表減算が適用される場合の所定単位数の算定は、100分の85です。減算が適用されるのは、自己評価の結果が届出されていない月から当該状態が解消されるに至った月までです。
- *3 自己評価の結果は、体制届の様式「自己評価結果に関する届出書」により体制届と一緒に届け出てください。

職員による自己評価 保護者による評価 A環境面 A環境面 B児童への支援内容 B児童への支援内容 C関係機関との連携 C事業所からの情報発信 D保護者への説明責任・信頼関係 D非常対応 E非常対応 事業所内での分析 【共通点】 【相違点】



■事故発生時の対応について 基準省令第52条・第71条

(事故発生時の対応)

- 第52条・第71条 指定障害児童発達支援事業者(指定放課後等デイサービス事業所)は、障害児に対する指定障害児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、<u>速やかに県・市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u>
- 2 指定障害児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び、事故に際して採った処置について、 記録しなければならない。
- 3 指定障害児童発達支援事業者は、障害児に対する指定障害児童発達支援の提供により<u>賠償す</u>べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1 事故とは

事業所で実施するサービス等に関わる中で、発生するすべての人身事故で、身体的被害又は 精神的被害が生じたもの。

なお、事業者の過失の有無は問わない。

2 事故対応時の基本的姿勢

- (1) 組織として対応する
- (2) 利用者や家族への配慮

3 事故対応の手順

- (1) 現場での初動対応
 - 利用者の安全確保
 - 一人にはしない
 - 常に表情や動作に注意
 - 言葉をかけて不安を軽減させる
 - ・他の職員に応援を要請する
 - 救急隊や医療機関等へ連絡する
 - 家族への連絡

(2) 利用者と家族への説明

- できる限り速やかに連絡する。
- ・事故の起きた状況を正確に説明する。(二転三転することのないよう)
- ・訪問の上、直接説明・謝罪する。(管理者とその場にいた職員)

(3) 事故の記録と報告

- ・記録内容:氏名・日時・場所、事故被害者の状況、対処及び処置の方法、事故被害者及び家族への説明内容、時系列で事実を客観的正確に記載。
- ・関係機関への報告:神奈川県と横浜市、受給者証発行先、その他必要と思われるところ へ電話により第一報を行う。詳細は「5 事故報告書の提出」参照
- ・事業所内で報告:全従業員で事故の内容を共有する。

4 事故の再発防止

- ・事故が起きた時の状況に関する情報収集と要因分析
- 再発防止策の検討
- ・モニタリングと評価→改善案の立案
- ・利用者・保護者へ今後の取組についての説明、関係機関への説明
- ・再発防止策について現状に合った方法を常に確認していく
- ひやりはっとの活用
 - *ひやりはっととは<u>事故にはつながらなかったが</u>、日常の支援の中で、「ひやり」としたり「はっ」としたことです。すべての支援員がひやりはっとを記録する習慣を身につけ、 記録は事業所内で情報共有し、事故防止策を検討する際に役立ててください。

5 事故報告書の提出

「障害児通所支援サービスの提供中(通所支援事業所については、通所中・退所中を含む)に 事故又は事件が発生した場合、以下のとおり対応してください。

(1) 報告の基準

神奈川県の基準	横浜市の基準
・死亡、骨折、誤嚥、所在不明、触法行為 ・入所者、入居者の施設(ホーム)外での死・食中毒、感染症 ※ 1 ・個人情報の漏洩、職員の犯罪行為 ・その他利用者に重大な影響を及ぼす事故	亡(入院中、帰宅中等)
	・怪我(受診した時) ※ 2 ・送迎中の事故 ・自然災害により施設が被害を受けた時

- ※1 感染症等は基本的に発生時に報告ですが、インフルエンザについては以下のように 集団感染した場合に、神奈川県・横浜市へ報告を行ってください。
 - ・事業所定員の半数以上の利用者がインフルエンザに感染した場合
 - ・10 名以上の利用者がインフルエンザに感染した場合

また、食中毒・感染症についてはこれとは別に保健所等への報告義務等についても 適切に対応してください。

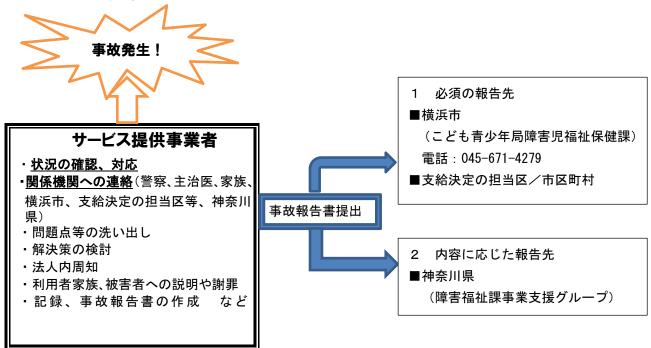
※2 軽易な擦過傷や利用者に影響のない軽微な事故については、報告不要です。

(2) 報告先

利用児童	1 必須の報告先	2 内容に応じた報告先
横浜市民	横浜市、支給決定の担当区	神奈川県
横浜市外の方	横浜市、支給決定の市区町村	神奈川県

- 「(1) 報告の基準」に該当する事件又は事故が発生した場合、
 - ① 「1 必須の報告先(横浜市及び支給決定の担当区/市区町村)」へ、その内容に応じて「2 内容に応じた報告先(神奈川県)」へ、速やかに、電話による第一報を入れます。
 - ② 各報告先宛てに「事故報告書」を作成・提出します。書類提出時は、<u>郵送</u>にしてください(※個人情報漏洩防止のため)。

なお、解決までに時間を要すると見込まれる場合、まず中間報告を提出し、目途が立ってから、事業所内で振り返り、要因分析・再発防止に向けての取組策を含めた最終報告を提出してください。



〈参考資料・様式〉

『障害福祉サービスかながわ』書式ライブラリ⇒ 1. 神奈川県からのお知らせ⇒神奈川県からのお知らせ⇒『事故報告の取扱いについて(児童福祉法関連事業所・施設①)』 『事故報告の取扱いについて(児童福祉法関連事業所・施設②)』 『事故報告の取扱いについて(児童福祉法関連事業所・施設③)』 (2018/04/23)

(https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?NOWPG=5&category=3&topid=1 &scategory=&vc=20)

(3) 記録の整備

「(1) 報告の基準」に限らず、事業所における事故・苦情及び身体拘束実施時等については、必ず記録をし、必要に応じて横浜市や担当区宛てに、報告をしてください。

■事故・苦情から事業所運営を考える

事故・苦情の内容

・送迎中、進入禁止の交通違反。交通違反手続の間、 利用者を20分程度車内で待たせた。

・送迎時、児童が後部座席に乗り込む際、先に助手席に乗っていた児童がドアを閉め、指をはさんでしまった。(児童の手が助手席のドア近くにあった)

迎

車

両

運

行

肼

ഗ

차

所

在

不明

員

の

見

守

IJ

体

- ・外出プログラムで、運転手が行先までのルートを知らず、無理に先行者に追いつこうとして、高速道路走行中に車線変更しようとしたができず、ハンドルを戻した時に後ろから来ていた車両に接触。
- ・児童が事業所の前に停めてある車の中で一人になっている。周りに対応しているらしき職員もいない。(近隣住民)
- ・送迎中、バックしたところ道路脇の敷地から出ようとした車両に接触。その際、運転手は携帯電話に出ていた。添乗の職員が携帯電話を忘れたため運転手にかかってきたため。
- ・外出支援中(散歩)の所在不明。児童がついてくるだろうと支援員が勝手に予測してしまった。(児童7人、支援員3人)
- ・帰りの送迎の準備中、車に乗せる順番を間違えたため、一度事業所に戻るよう声を掛けたところ、そのまま 所在不明になってしまった。
- ・落ち着かない児童を抱き抱えながら送迎車に移動中、職員が転倒し、児童を背中から落としてしまい頭部 挫傷。同時に他の児童2名も見ていたため、足元への 注意が足りなかった。
- ・職員が児童から離れた位置で見守っている時、衝動的に特定の数人に他害行為がある児童が、他の児童に突然走り寄り、正面から両手で突き飛ばした。突き飛ばされた児童は後ろへ倒れこみながら柱の角に後頭部を打ち、出血した。
- ・児童同士で抱っこをしていた時に、机付近に落として しまい、顔を机にぶつけてけが。
- ・事業所内で児童同士で性的ないたずらがあり、いたずらを受けた児童が職員に打ち明けて発覚した。二人が遊んでいた場所が死角になっており、職員は気付けなかった。
- ・指導訓練室内の棚を児童が押して、棚の近くで遊んでいた児童が棚の下敷きになった。

自らの事業所を振り返る

- □送迎マニュアルはあるか
- □送迎に従事する職員へマニュアルを用いて研修を実施しているか
- 口原則として助手席には児童は乗せない
- □送迎時、外出時のリスクをあらかじめ 想定しているか
- □送迎時に必ず添乗員をつけているか
- □車両運行の予定表を作成しているか。
- 口定員を超過して受け入れをしていないか。それにより、送迎の体制が不十分で無理な運行になっていないか。
- □送迎中の事故を起こした場合、送迎ルートの見直し等の検証をしているか。
- □利用者の行動の予測をしているか。そ の予測に根拠はあるか。
- □外出プログラム時など、普段と違う場所での支援の際の職員の役割分担と行動予測をしているか。
- □子どもの安全に配慮した環境を整備しているか。
- ロサービス提供時間中の見守りの体制 が十分にあるか。
- □事業所内に死角になるような場所はないか。または、適宜見守り支援を行っているか。
- □障害特性に配慮した職員配置、環境設定をしているか。
- □事業所内の備品の安全確認を定期的 に行っているか。

改善点を従業者全員で考え、行動する

事故・苦情の内容

・事業所でけがをしたが、けがをした時の状況がはっきりせず、説明が二転三転した。謝罪に来たのも2日後だった。

・事業所でけがをして1週間以上学校を休まなければならなかったが、その後のけがの状況について聞いてくることもなく、なんのフォローもない。

に護者への対応

・利用中に、自分の子どもが他の児童を押し倒して眼鏡を壊してしまったが、その状況についての連絡が連絡帳のみだった。眼鏡が壊れた児童の保護者には事業所が謝罪したとのことだが、加害側だからという理由で直接の説明はなかった。また、その後の支援方法、事業所での過ごし方についての提案なども無い。

・児童同士が喧嘩のようになっていて騒がしいのが嫌だと、自分の子どもが言っているので配慮してほしいと管理者に伝えたところ、「あなたのお子さんも〇〇くんをいつも叩いていますよ」と言われた。障害特性について最初に伝えているが特性に応じた対応をしてもらえない。

- •日付を空欄にして実績記録票の提出を求められた。
- ・利用のない日の実績記録票に押印を求められた。

運営

領収書、代理受領通知が送られてこない。

- 雇用契約内容と異なる。(従業者)
- 雇用契約を結ばずに働かされている。(従業者)
- ・処遇改善加算に伴う手当が支給されていない。(従業者)

不適切な支

- ・利用児童からの暴言、他害を受け、当該職員が感情 的になりげんこつで児童の頭をたたいた。
- ・座り込んでなかなか立ち上がらない児童への対応として、「〇〇(※体の一部)をたたくと立ち上がるよ」と職員間で話している。
- ・他害のある児童について、同じ痛みを味わわせることで他害をやめさせるという理由で、職員が児童をたたく。

自らの事業所を振り返る

- □緊急時の対応についてマニュアルがあ り、職員に周知しているか。
- □緊急時に速やかに対応しているか。
- □事故があったその日のうちに直接説明 をしているか。
- □丁寧な説明・責任のある対応を行っているか。
- □個別支援計画作成前等定期的に保護者と面談を行い、信頼関係を築いているか。
- □障害特性に応じた支援や事業所での 過ごし方について保護者に提案している か。
- □事務手続きの流れが明確になっている か。
- □事務等の分担が一部の職員に偏って いないか。
- □従業者に業務内容や勤務条件を説明 しているか。
- □処遇改善加算による賃金改善の対象 職員に処遇改善の内容を説明している か。
- □管理者等による、虐待防止や人権研修 を実施しているか。
- □障害特性に応じた支援を検討する際 に、法人内だけでなく、スーパーバイズを 受ける仕組みがあるか。
- 口支援方法について職員間で検証する 仕組みがあるか。